

## 論 説

## 家族による保護説得活動とその法的限界

棚 村 政 行

## I はじめに

日本でも、なにか反社会的な活動をしたり危険な集団をさすのに、カルト (Cult) という言葉が使われることが多い。カルトの定義は難しいが、構成員を思考の変更やマインド・コントロールの技術を使って反倫理的かつ詐欺的に勧誘する閉鎖的組織とか、カリスマ的リーダーの存在、徹底した情報の統制と閉鎖性・密室性、自由な行動や判断の抑圧、集団生活や社会・家族からの隔絶、構成員や金銭の獲得に対する積極性、徹底性などで特色<sup>(1)</sup>づけられる集団といってよい。

---

(1) See Robbins & Anthony, *Deprogramming, Brainwashing, and Medicalization of Deviant Religious Groups*, 29 Soc. PROBS, Feb. 1982, at 283. 西田公昭『マインド・コントロールとは何か』(紀伊国屋書店、1995年)、郷路征記『統一教会のマインド・コントロールの全て』(教育資料出版会、1993年)等参照。櫻井義秀「カルトの暴力とマインド・コントロール」『教団研究の今日的課題』科学研究費補助金(萌芽的研究)報告書9頁以下(2000年)は、マインド・コントロール理論には懐疑的であるが、統一教会の違法な活動には、入教勧誘時の宗教的選択の自由を侵害していること、脅迫的教化システムがとられていること、優越的地位の濫用を可能とする教義体系と慣習的実践の形態があることから、信者の人権や利益を違法に侵害していることは歴然としているという。西田公昭「オウム真理教の犯罪行動についての社会心理学的分析」社会心理学研究16巻3号170-171頁(2001年)参照。

とくに、マインド・コントロールや洗脳は、アメリカでは、強制的説得 (coercive persuasion)理論で説明されることが多い。精神医学者ウィラード・ゲイリンによれば、自分の思うとおりに人を強制するというより、自己の思う意思決定を感情の操作を通じて行わせることだと説明している。マーガレット・シンガーやウエストなどは、洗脳された朝鮮戦争時の捕虜にみられるような信念や態度の変更を引き起こす改宗のプロセスの指標を以下の10点にまとめている。①勧誘の個別化及び人の環境の操作、②コミュニケーションや情報の経路の統制、③食事の制限と疲労による虚弱化、④自意識の低下及び後退、⑤不安、恐怖、混乱の導入と、目標としての集団への帰依による喜びと安心感、⑥交互的なアメとムチの活用、⑦儀式化された闘争の機会、罪の意識、告白による仲間のプレッシャー、⑧強力な群衆による生き残りには教団に身を寄せることしかないことの強調、⑨書面資料を暗唱したり、書き写すような単調な仕事の割り当てと反復継続、⑩信者と従前の生活方法に心理的距離をおかせるためにさせる、自己、家族、かつて保持した価値観の放棄、象徴的な背信行為などであり、他に、性的活力の剥奪、禁欲、笑顔を奪う、全面的な受容の約束、愛情の大量投与、トイレの使用すら一人にさせないなどの特色があるとも言われる<sup>(2)</sup>。

もちろん、これに対しては、カルトに入教することは、一つの宗教的選択であり、必ずしも精神的異常 (psychological aberration) ではないと痛烈な批判を展開するものも少なくない。この立場では、カルトは、信者への過度な要求、カリスマ的リーダー、閉鎖的集団生活、家族や社会との葛藤、対立などの指標で使われる言葉であるが、カルトの定義自体が曖昧であり、伝統的な既成宗教以外のものを排斥したり軽蔑する意味で使われることが多いとする。また、どんなに奇異で不快な宗教にも成人は入教する宗教的自己決定権があり、カルトを規制することは思想信条の差別や信教

---

(2) スティーブン・ハッサン (浅見定雄訳) 『マインド・コントロールの恐怖』 (恒友出版、1993年)。See MARGARET SINGER, CULTS IN OUR MIDST THE HIDDEN MENACE IN OUR EVERYDAY LIVES 64-66 (1995).

の自由を害すること、現在の既成宗教ももともとはカルトからはじまったといえること、テッド・パトリックなど反カルト運動の経過をみると、誘拐、不法監禁など違法かつ暴力的方法が用いられ危険であること、カルトのメンバーになることは、心理学的観点からつねに悪いとはいえず、精神的心理的問題を抱え不安定な人に心の拠り所や心理療法に代わりうる安定を与えている面もあると説く。さらに、カルトが親子家族を引き離すともいわれるが、逆に、子の人格や思想宗教の自由を理解しない親にも問題があり、家庭崩壊はカルトへの入信というより、親子の断絶や家族の機能障害が原因ともいえるとする。そして、ローマカトリックやアメリカ陸軍などの他の厳しい集団に帰属するのと、カルト入教とでどれほどのちがいがあ  
(3)  
あるのかとも反論している。

アメリカでも、反社会的な活動をする新宗教やカルト的教団から脱洗脳技法を駆使して強制改宗や棄教を迫るディプログラミングが家族や脱会者、カウンセラー、宗教者などを中心に組織的に行われるようになり、反カルト団体が結成されて活発な活動が展開された。日本でも、1985年くらいから、キリスト教、仏教などの聖職者や脱会者が家族とともにカルト信者の脱会の支援活動や保護説得活動を開始した。しかし、最近では、脱会や説得に失敗すると、誘拐や拉致監禁、改宗、棄教の強要があったとして、教団が背後にいて民事刑事責任を追及されるようになった。そこで、本稿では、まず第一に、主として、最近の判例・学説の動向をふまえながら、アメリカにおける脱会支援活動や救出説得活動とその法的限界について

---

(3) Dena S. Davis, *Joining Cult: Religious Choice or Psychological Aberration?*

11 J. LAW & HEALTH 145, 172 (1996)、EILEEN BARKER, *THE MAKING OF A MOONIE: CHOICE OR BRAINWASHING?* (1984). アイリン・バーカーも、統一教会の信者の社会的調査により、信者個人のパーソナリティ、動機づけ、入信状況等さまざまな側面を分析し、愛情爆弾などのアットホームな雰囲気や勧誘する技法等は存在するものの、信者へのマインド・コントロールで入信させていることには否定的な立場をとる。むしろ、第一段階のセミナー参加者のほんの数パーセントしか残らず、それはイギリス社会の現状に失望し、ある種の新しい価値を求めていた若者が勧誘に出会って入信し活動を継続しているにすぎないとする。

て論じ、第二に、わが国の自力救済の適法とされる要件とファクターを検討したうえで、第三に、実際の保護説得活動の手法や担い手との関連で、対話の回復と人間関係の修復のために許容される説得技法の具体的な手法と範囲、その法的限界について論じたいと思う。

## II アメリカにおける脱会支援活動とその法的限界

### 1 アメリカにおけるカルト的集団の現状

1970年代から80年代にかけて、サイエントロジー、チルドレン・オブ・ゴッド、統一教会、ハレ・クリシュナ、ラジニーシ、ディバイン・ライト・ミッション、超越的瞑想など、伝統的なキリスト教や社会と隔絶し緊張をひき起こす新宗教運動ともいわれる教団が積極的な活動を展開してきた。これら<sup>(4)</sup>の集団は、カルト(Cult)と呼ばれ、権威的主義的なリーダーシップ(Authoritarian Leadership)、合理的思考の抑圧、詐欺的な勧誘技術、強制的なマインド・コントロール、全体主義的な集団構造、社会や従前の関係からの隔離、リーダーによる信者の搾取・収奪などで特色づけられる集団といわれている<sup>(5)</sup>。また、悪意に満ちたグルが、富や権力や組織を増大させる手段として宗教活動の自由を巧みに利用して作られた疑似宗教集団であるとも言われる。反カルト運動家らによれば、カルト的集団は、詐欺的な勧誘手法と洗練された強制的マインド・コントロールの手法の組み合わせを駆使し、個人の自律性や自由な意思を抑圧する。その結果、個人は、従順な信者として、破廉恥で狡猾な教祖の言いなりになってしまい、一切の批判的精神や疑問を感じる健全な思考力を停止してしまう。

人によって、カルトの定義は異なるが、カリスマ的教祖・グルと信者に

---

(4) デイヴィッド・G・プロムリー、アンソン・Dシュウプ(稲沢五郎訳)『アメリカ「新宗教」事情』42頁(ジャプラン出版、1986年)、井門富士夫『現代の宗教⑨カルトの諸相』131頁(岩波書店、1997年)参照。

(5) Bromley & Shupe, *Public Reaction Against New Religious Movements*, CULTS AND NEW RELIGIOUS MOVEMENTS 305, 310 (1989).

よって形成される比較的小規模の閉鎖的集団で、ユニークな信仰、儀式、教義をもち、布教、信者獲得、資金集めで社会とコンフリクトや緊張関係を起こしている宗教集団をさす。この中には、殺人や集団自殺など極端な行動に走る集団もある。たとえば、1978年には、ジム・ジョーンズが率いる人民寺院(Peoples Temple)が南米のガイアナで、人権侵害の調査に訪れたレオ・ライアン議員や新聞記者らを殺害しその数時間後、ジム・ジョーンズを含む約900名の信者が集団自殺を遂げた。また、1993年4月、デビッド・コレッシュを教祖とする「ブランチ・ダビディアン(Branch Davidian)」がテキサス州ウエイコで51日間にわたって武装籠城したあげく、煙草火器局(ATF)や連邦捜査局(FBI)との銃撃戦の末、子ども17名を含む信者87名が内部で焼死するという最悪の結末を迎えた。1997年3月26日、サンディエゴの北にあるランチョ・サンタ・フェでUFOカルト「天国の門」の教祖アップル・ホワイト以下39名の信者がやはり集団自殺しているのが発見された。

アメリカでは、論者によっても異なるが、少なくともカルト的集団は600団体ないし900団体はあ<sup>(6)</sup>って、若者を中心<sup>(7)</sup>に数百万人の信者がいるといわれている。サイエントロジー、ハレ・クリシュナ、統一教会、神の子ども達のような教団は、いくつかの特色を備えている。第1に、これら教団の多くは1970年代半ばに、世界変革への緊迫した予言や終末論を標榜し登場した。この変革を成就させるために、世俗世界を墮落した不正に満ちたものとして拒絶し、靈的に純化した閉鎖的共同体を構成する。外部世界は、主として、信者や経済的財源の供給源でしかなく、また、不道德のモデルの根源とみる。第2に、信者の勧誘にはきわめて積極的である。魂の救いを得るためには、全面的な関与や献身が求められ、全身全霊で奉仕したり絶対的帰依が求められることにより、疑問をもったり反対意見をもつ

---

(6) See ROBERT EMMET LONG, *RELIGIOUS CULTS IN AMERICA* 74 (1994).

(7) See Barry A. Fisher, *Devotion, Damages and Deprogrammers: Strategies and Counterstrategies in the Cult Wars*, 9 J. L. & RELIGION 151, 152 (1991).

ことはほとんど許されない。第3に、これらのグループは、人間関係を強固に組織化するため信者同士を兄弟姉妹とみさせたり、教祖を父母とみるようにさせる。つまり、これら教団は、家族的な雰囲気や家族的結合を強調する。そして、当初は、家族に葛藤を抱えていたり、家族問題で悩む若者をリクルートしてきた。第4に、一般社会に対する侮蔑や敵意を煽ることで、既存の秩序やルールの遵守意識を麻痺させる。既存の社会秩序は、腐敗し墮落したもので、これを尊重する必要はないと感じさせる。その結果、既存の秩序や価値観、ルールの無視や敵意、不信感が増幅される。<sup>(8)</sup>

## 2 家族とカルト的集団

産業化、都市化、人口の流動化、少子高齢化、核家族化が進み、小さな単位の家族の絆や離婚再婚による家族の再編で、家族をめぐる人間関係が揺らぐことが少なくない。コミュニティでの人の連帯や結びつきも薄くなり、物質的生活は豊かになったものの、満たされない個人は多い。共働き夫婦の一般化に伴い、夫婦親子がゆっくり話し合う時間もかぎられ、若い人たちは「生きることの意味」や「人生とはなにか」を真剣に問いかけはじめる。そんなときに、カルト的集団は求める若者に近づき、はっきりした解答やメッセージを伝え入信を積極的かつ戦略的に勧める。

自分たちの子どもがカルト的集団に入教してしまった場合に、親や近親者をとる態度や反応は決して一様ではない。たとえば、子に対する勧誘が家族から引き離すように行われ、生活のスタイルが激変した場合に、子どもの変化や行動が理解できず悩み苦しむ親もいる。また、子の入信の決定は不幸で思慮を欠いているとしても、入信自体は自己の判断で責任をもって任意になされたものとみ、複雑な思いを抱く家族もある。また、カルト教団に勧誘され入教したのは、巧みに心理的精神的操作をされたため、その結果、家族を拒絶したり、家族から離れたりとみる親も少なく<sup>(9)</sup>ない。

---

(8) Bromely & Shupe, *supra* note 2, at 313.

しかし、カルトの特性として、世俗社会との対決、終末思想、破壊から救済をうるための自己犠牲と徹底した献身の要求、瞑想、禁欲、苦行の生活、出家、家族や社会からの離脱、全額の資金寄付、洗脳(brainwashing)・マインドコントロール(mind control)、集団内部の結束の強化、閉鎖性・密室性がいわれ、既存の絆や関係を断ち切り、自己犠牲と徹底的な忠誠、教祖への個人的帰依や集団への帰属意識の強化が奨励されるといわれる。これらカルト的教団では、詐欺的な資金集めや人集め、組織内部での奴隷的拘束や児童虐待、性暴力、苛酷な労働、近隣との摩擦や対立、家族の敵対視、集団自殺などの人権侵害や違法行為が行われるケースもあり、親を中心とした家族の依頼により、精神衛生の専門家や宗教家、弁護士、心理学者などが救出活動を行いはじめた。<sup>(10)</sup>

### 3 強制脱会活動・ディプログラミング

1971年に、カリフォルニア州サンディエゴで、アフリカ系アメリカ人のテッド・パトリック(Ted Patrick)というディプログラマー(脱会活動家)が「神の子ども(the Children of God)」というカルト的教団からサンドラ・サクス<sup>(11)</sup>の息子を脱会させたことでカルトとの戦争がはじまったと言われる。そして、数年のうちに、ディプログラミング(deprogramming)<sup>(12)</sup>という実力

(9) See Bromley & Shupe, *supra* note2 at 316.

(10) 藤田尚則「アメリカ合衆国における『新宗教運動』をめぐる法的諸問題」宗教法13号120頁(1994年)参照。アメリカの反カルト運動については、中野毅「反カルト運動とアメリカ・ナショナリズム」『宗教とナショナリズム』95-123頁(1997年)に詳しい。

(11) See Barry A. Fisher, *Devotion, Damages and Deprogrammers: Strategies and Counterstrategies in the Cult Wars*, 9 J. L. & RELIGION 151, 152 (1991).

(12) ディプログラミングとは、「特定の宗教団体の構成員であったり所属している個人を、さまざまな手段によりその宗教的信念や信仰を放棄させるよう説得するプロセス」をいう。See Annot., *Civil Liability for Deprogramming Member of Religious Sect*, 11 A. L. R. 4th 228, 229 n. 1 (1982).

ディプログラミングについては、See Bohn & Gutman, *the Civil Liberties of Religious Minorities*, CULTS AND NEW RELIGIOUS MOVEMENTS 257 (M. Galanter ed.

や偽計を伴う脱会や棄教を迫る活動により、家族や近親者と協力をえて、脱会活動家が多くのカルト信者を連れ去り監禁するなどして強制的な脱会を進めるようになった。

テッド・パトリックは、脱会支援活動を営利事業にまで成長させ、彼の成功により多くの脱会活動家が登場することになった。彼は、当初は、「神の子どもたち」や「アルマゲドン教会」(Love Israel)の脱会活動に焦点を絞っていたが、原理主義的な教団、アジアからの教団、ペンテコスタル派などにも手を広げた。クリシュナ国際意識協会(the International Society for Krishna Consciousness)、統一教会、ディバイン・ライト・ミッション、サイエントロジー、超越的瞑想などが主なターゲットとされたが、監督派教会や社会主義労働党なども対象とされた。<sup>(13)</sup>

このような誘拐まがいの強制脱会活動(Involuntary deprogramming)に対して、教団側やカルト信者側から誘拐、暴行、不法監禁などの刑事告発もなされた。しかし、当初は、警察・検察ともに、カルト教団に対する敵意や不信感があり、またディプログラマーを雇うに至った家族に対する同情もあって、消極的な姿勢が少なくなく、かりに刑事告発がなされても、陪審により斥けられることが少なくなかった。<sup>(14)</sup>たとえば、1973年にテッド・パトリックが新約宣教フェローシップの信者ダニエル・ボウルの誘拐容疑で起訴されたケースでも、陪審は無罪放免とした。<sup>(15)</sup>また、民事の不法行為

---

1989); Parton, *When Courts Come Knocking at Cults Door: Religious Cults and First Amendment*, 9 COMM/ENT L. J. 279 (1987); Katz, *Regulating Unpopular Religious Sects and Deprogrammers*, 5 GLENDALE L. REV. 115 (1983); Aronin, *Cults, Deprogramming, and Guardianship: A Model Legislative Proposal*, 17 CLUM. K. L. & SOC. PROBS. 163 (1982); Vermeire, *Deprogramming: From the Defence Counsel Perspective*, 84 W. VA. L. REV. 91 (1981); LeMout, *Deprogramming Members of Religious Sects*. 46 FORDHAM L. REV. 599 (1977).

(13) See Frame, *And Now: Deprogramming Christians is Taking Place*, 27 CHRISTIANITY TODAY 31 (April 22, 1983).

(14) Fisher, *supra* note 7, at 152.

(15) See Worthing, *Deprogramming*, 72 LIBERTY MAG. 8, 10 (Sept. 1977)

の損害賠償請求訴訟でも、強制脱会のための誘拐や監禁についてきわめて低額な損害賠償しか認めないような傾向が続いた。たとえば、誘拐され5日半意に反して監禁され、少なくとも2日間逃走しないようにベッドで手錠をかけられていたケースでも、1万ドルの損害賠償しか認められなかった。<sup>(16)</sup>サイエントロジーのメンバーが意思に反して38日間も監禁されたケースでも、陪審の評決は7千ドルにすぎなかったし、統一教会の信者の脱会のケースでも5千ドルの賠償にとどまった。<sup>(17)</sup>

Colombrito v. Kelly 事件では、統一教会の信者アンソニー・コロンプリトの誘拐と強制脱会が問題とされた。この事件では、アンソニーを連れ去る前に、母親は裁判所に自分の息子を暫定的な被後見人とする決定を得ていた。ケリーは家族から脱会援助を頼まれていたが、実際にコロンプリトが脱会するまでに警察も介入していた。その後間もなくしてコロンプリトは、ケリーらを公民権違反等で訴えた。審理中に、被告は統一教会の教祖文鮮明を善意の宗教なのか、それとも計算づくの詐欺集団なのかについて証言をさせるべく召喚されるよう求めた。<sup>(18)</sup>コロンプリトは教祖が証人喚問されて宗教的信仰を侮辱されたりするより事件が棄却されるほうがましだと考えた。裁判所は訴訟を棄却することをせず、統一教会の宗教的性格について文鮮明教祖が2日間証言することを要求した。控訴裁判所第巡回区が介入して下級審裁判所に訴えを却下するように命じた。<sup>(19)</sup>しかし、訴訟を却下する判決は、統一教会に被告の弁護士費用の支払をすることに同意するという条件がついていた。<sup>(20)</sup>

テッド・パトリックの脱会活動家としての成功により、被害者や父母の会を中心とするいくつかの反カルト団体が旗揚げをした。ディプログラマーは、弁護士や精神衛生の専門家と連携し、また安全な施設、医師、弁護

(16) Eilers v. Coy, 582 F. Supp. 1093 (D. Minn. 1984).

(17) See Fisher, *supra* note 7, at 153 n. 48.

(18) Colombrito v. Kelly, 764 F. 2d. 122 (2d. Cir. 1985).

(19) *Id.* at 127.

(20) *Id.* at 128.

士などにつき情報交換をする地下のネットワークを形成した。最初の被害家族の会は、1972年にカリフォルニア州サンディエゴで設立された「フリーチャーチ・オブ・ゴッド(FREE-COG)」という団体であった。その後、「市民自由連合(Citizens Freedom Foundation, CFF)」、「家族の再統合を図る市民の会(Citizens Engaged in Reuniting Families, CERF)」、「ラブ・アワ・チルドレン」「個人の自由国際連合(International Foundation for Individual Freedom)」「アメリカ家族連合(American Family Foundation, AFF)」「思考の自由連合(Freedom of Thought Foundation, FTF)」などが設立され、とくに「市民自由連合」は「カルト警戒網(Cult Awareness Network, CAN)」という名称に変わり、ほぼ全米50州に支部をもうけた。

脱会した元のカルトメンバーがキッドナッパーやアシスタントとして無報酬で強制脱会活動を手助けしたりしていた。ディプログラミングは、1万ドルから3万ドルはかかり、5万ドル以上支払った親もいる。<sup>(21)</sup>精神科医、心理学者、ソーシャルワーカー、弁護士らも専門家として、脱会支援活動に従事した。反カルト団体や脱会活動家もさまざまな手段方法を活用した。たとえば、裁判所による後見人選任手続(Conservatorship)が利用されるケースもあり、カルトメンバーの精神能力につき、心理学者や精神科医が宣誓供述書を書いて、きわめて簡単な審尋で、カルトメンバーの身柄を拘束し両親に引き渡す裁判所の決定が出されていた。Katz v. Superior Court<sup>(22)</sup>事件では、統一教会に入信した5人の成人の子たちの親が子の入教は精神的な障害のもとで行われ、暫定的な後見人選任手続を申立てた。第一審裁判所は、カリフォルニア州の検認法典にもとづき、詐欺の危険がある場合には、父母を暫定的な後見人に選任するような手続をとることができるとした。これに対して、控訴審は、本人が判断能力がなく、自己又は他人に危険を与えるおそれがあるときにのみ、成年後見人の選任を求めることができるとして、後見人選任命令を取り消した。

(21) See Fisher, *supra* note 7, at 153.

(22) Katz v. Superior Court, 73 Cal. App. 3d 952 (1977).

#### 4 脱会をめぐる主要な裁判例

##### ① **United States v. Patrick**<sup>(23)</sup>

###### [事実の概要]

パトリック(被告人)は、宗教的セクトに入信しワシントン州の本部に居住している19歳の女性の両親であるクラプトン夫妻に雇われた。カリフォルニア州に住む両親がパトリックを雇ったのは、彼女を強制的にカリフォルニアに連れ戻し、彼女をディプログラミングするためであって、パトリックは実力で誘拐を行った。

その結果、パトリックは連邦法上の誘拐罪によって起訴され、事実審裁判所による審理が行われることになったが、正式事実審理前の段階で、政府側は、パトリックのケースでは緊急避難の抗弁(defence of necessity)は利用できない(not available)として、証拠の排除を求められたが、政府側の示唆により、事実関係については争わないものとされ、被告人により陪審裁判に対する権利放棄がなされた。しかし、その後の申立てにより、被告人側は緊急避難の抗弁に関する証拠を提出することが認められている。

事実審裁判所は、親が成年の子を誘拐することについて緊急避難を根拠として法的に正当化できるかどうか、抗弁の可能性は親が緊急的な状況があると信じれば足りるのかどうか、親についてそのような抗弁が可能な場合、親の代理人も抗弁が可能かどうか等の問題を検討した。そして、結論として子が差し迫った危険にあると親が合理的に信じた場合には、緊急避難の抗弁が成立するとして、いずれの論点についても肯定し、無罪判決を下した。これに対し、連邦政府側が控訴した。

###### [判旨]

連邦控訴裁判所(Duniway 裁判官)によると、親が本件での緊急的必要性もとづき成人の子を誘拐することが法的に許される場合があり、本件でコモン・ロー上の緊急避難が成立するとの原判決を引用しながら、緊急避難

---

(23) United States v. Patrick, 532 F. 2d 142 (1976).

の抗弁に関して、両親だけでは娘を現在の差し迫った危険から救い出すことはできないと合理的に判断した場合に、このような緊急的状況のもとで娘を救い出してくれる代理人に対しても緊急避難の抗弁は成立する余地はあるとしている。正式事実審理前の申立てに関しては、危険(jopardy)が付随することはないが、被告人が陪審裁判への権利放棄書類にサインし、裁判所が、まず正式事実審理前に提出された緊急避難の抗弁を提出可能(available)であると決定し、その抗弁を適用して被告人を無罪とした本件においては、被告人はすでに危険にさらされており、連邦政府による控訴は二重処罰の危険条項によって禁止されるとして、控訴を棄却した。

## ② <sup>(24)</sup> People v. Patrick

### [事実の概要]

1973年、マクエルフィッシュ一家は、19歳の娘のロベルタがトーマス・ファミリーと呼ばれる危険なカルト宗教のメンバーになっていることを確信した。一家はロベルタのほかは、父のボビー、母のローズマリーと二人の妹、メアリー・セシリアとメアリー・リタである。トーマス・ファミリーの調査とその生活条件では一家の不安や懸念を和らげるものは何もなかった。その結果、一家は1975年にロベルタの誘拐を試みて失敗した。この試みののちトーマス・ファミリーはメリーランドを去った。その後4年間、一家はロベルタの居場所を探し、警察など多くの機関と連絡をとった。

1979年、一家はロベルタとその息子のシャッドをアリゾナで見つけた。ボビーとメアリー・リタが訪ねた時、ロベルタは彼女がカルトのメンバーでないことを彼らに納得させた。一家はメリーランドに帰ったが、後に彼らはだまされていたと結論づけた。それから、彼らは彼女をディプログラミングするためにロベルタを誘拐する計画を立て始めた。

その後、一家はロベルタのディプログラミングのために、テッド・パトリック(被告人)を7500ドルの報酬で雇った。パトリックの計画はロベルタ

---

(24) People v. Patrick, 179 Cal. Rptr 276 (1982).

を誘拐し、親戚の家に彼女を連れてくることを一家に要求するものであった。

1980年、一家は計画を実行するためアリゾナに行き、パトリックから電話で事前の指示をうけた。その際パトリックは一家が誘拐を実行するのに「援助」は必要ではないかと質問をしたり、誘拐の実行に当たっての注意点などを説明した。そのあと、計画は実行されたが、警察の介入やロベルタの抵抗等により結局失敗した。

このような事実経過に基づいて、パトリックに対する訴追が行われた。パトリックは、誘拐について「緊急避難(necessity)」の抗弁を主張したが、第一審のサンディエゴ郡上級裁判所は、誘拐の実行を正当化する緊急性の証拠が提示されていないとして、この主張を認めず、パトリックに対し誘拐罪(kidnapping)、不法監禁罪(false imprisonment)及び両犯行に関する共謀(conspiracy to commit both act)について有罪判決を下した。これに対して被告パトリックが控訴した。

#### [判旨]

カリフォルニア州控訴裁判所(Wiener 代理裁判長)は、緊急避難の抗弁の利用可能性について、次の三つの要素により、被告人の主張を認めなかった。

すなわち、第一に、緊急避難の抗弁の限界は曖昧であるが、その確立された中核的要素は当該状況の緊急性であり、違法な行為が阻止しようとするより重大な害悪の急迫性である。犯罪の実行は、恐れのあるより大きな損害を緩和する代替的手段がありうる場合には決して是認されないが、本件の事実からはそのような緊急性は認められない。

また第二に、被告人が提出した証拠は、ロベルタに対する切迫した身体的損害の危険性を証明するものではなく、心理的被害、人格の変容、異端的な道徳性などに焦点を置くが、心理的被害の客観的定義には問題があり、また本件の様な状況における被害者の保護はカルトの教義や信仰よりも、新たな信者の勧誘や教化に用いられる強制的手段に焦点が置いた立法

や警察的取締りによるべきであるとして、身体的な性質以外の被害を受けているという事実は論じないものとした。

第三に、緊急避難の抗弁を有効に援用するためには、行為の正当性について行為者自身が合理的な信頼を持っていなければならないということを前提として、代理人については、犯罪行為の緊急避難性を確認するために、本人のもつ信頼の合理性について調査するために必要なすべての適切な手段をとることが代理人の独立の義務として課されるとし、本件ではパトリックはロベルタがカルトのメンバーであることや、強制的誘拐やディプログラミングが利用しうる唯一の合理的手段であるということを独自に確認するため、何らかの行動をしたということは示されていないとした。

裁判所は、このように判示し、事実審裁判所の結論は基礎づけられ、事実審裁判所が当該抗弁の証拠を排除し、陪審に対する説示を拒否したのは誤りではないとして、誘拐罪について原審の判断を支持した(なお、不法監禁及びその共謀については、誘拐罪に含まれるとして破棄された)。

### ③ <sup>(25)</sup> Eilers v. Coy

[事実の概要]

1982年8月、原告ウィリアムアイラース(夫・24歳)とその妊娠中の妻サンディー(22歳)は、妻の出産前の検査のために訪れていたミネソタ州の病院で、夫婦それぞれの両親、親戚および彼らの両親に雇われたディプログラマーら(被告)の手によって誘拐された。誘拐当時、原告である夫と妻は Disciples of the Lord Jesus Christ という宗教団体の信者であった。この宗教団体は、ラマ・ベヘラ(Rama Behera)が独裁的に指導する権威主義的な宗教的信者集団で、近親者はウィリアムがこの団体に入信してから人格・外見が根本的に変わったと考えていた。

ともかく、原告は誘拐され、ビルの最上階の部屋に連れていかれた。被告らと原告の親族はあらかじめ、原告の同意にかかわらず一週間この部屋

(25) Eilers v. Coy, 582 F. Supp. 1093 (1984).

に原告をとどめることを合意していた。その部屋は、窓には板張りがなされ、廊下の電話機も取り外されていた。その部屋についた直後、原告は激しく抵抗したため、手錠をかけられベッドに拘束され、最初の二日間はトイレに行くとき以外はそのままで、そのトイレの時も厳重な監視がつけられる状態であった。このよう状況において原告は5日半に渡り被告らからディプログラミングを受けたが、その後、原告はさらなるディプログラミングのために別の場所に移送される時に、逃走に成功した。

また、家族らの証言によれば、原告が宗教団体に入る前の手紙などから原告は自殺衝動があったとされているが、1982年に行われたソーシャルワーカーとの面接では、自己またはその他の者に危険があるといういかなる兆候もないとされていた。

このような事実関係のなか、原告は、被告らは1982年におけるディプログラミングの試みがなされた間、原告を不法監禁したとして被告らに対する指示評決(directed verdict)を裁判所に申立てた。

[判旨]

ミネソタ連邦地方裁判所(MacLaughlin 裁判官)は、まず不法監禁について、原告は不法監禁の必要な要件である監禁を意図した言動、現実の監禁(自由の拘束)、監禁されていることの認識などを証明したとして不法監禁の成立を認めた。裁判所は、不法監禁が成立するうえで、被告らが善意で行動したことは抗弁とならないし、被監禁者への悪意も必要ないとした。また、監禁から4日目に原告が同意したというのも逃走の機会を得るために同意を装ったにすぎず、見せかけの同意(apparent consent)にすぎなかったと判断している。そして裁判所は、自傷他害行為をやめさせるため監禁や脱会強制はやむをえなかったとの被告の主張を前提に被告らの主張する緊急避難の抗弁(the defense of necessity)について検討した。被告らは、あくまでも原告に対する監禁およびディプログラミングの実施は、原告の自殺または自己若しくは他者に対する損害の防止のために不可欠であったと主張していた。

これに対し、裁判所は緊急避難の抗弁には、第一に「被告らが原告またはその他の者に差し迫った身体上の損害の危険があるとの合理的な信頼(reasonable belief)の下に行動したものでなければならない」、第二に「ある者への損害を防止するためにその者を拘束する権利は、適切で合法的な施設にその者を入れる必要がある場合においてのみ認められる」、第三に「行為者は懸念される損害を防止することについて制限が最小限度である手段を用いなければならない」という三つの要件(elements)が含まれるとし、本件においては被告らの行為は緊急避難の抗弁についてのこれらの要件いずれも充足していないとして、原告の主張を認めた。つまり、被告としては、原告を警察に引渡し、必要な民事手続をとったり、緊急入院など精神衛生の専門家の援助を求めることができたにもかかわらず、採りうる法的手段をとらなかった。したがって、本件事情のもとでは、24歳の成人に対して5月半もの不法監禁をしたことへの緊急避難の抗弁は法律問題として成立しないと判示された。

(26)

④ **People v. Brandyberry**

[事実の概要]

被害者は23歳の時から6年間、統一教会の信者である29歳の女性であった。彼女の両親は、彼女から教会とその信者らの影響を取り除き、脱会させる計画を練り、それを実行するために被告人らと契約を結んだ。被告人の一方のウェランは救出の担当であり、他方ブランディベリーはディプログラミングの担当であった。1987年3月、被告人らは当該の計画を実行に移し、まず、被告人ウェランと彼の救出チームのその他のメンバーが被害者を強制的に拘束し、彼女の意思に反して移動させた。移動先の住居では両親、被告人ブランディベリー及び彼のディプログラミングチームのその他のメンバーが待っていた。

被害者はディプログラミングが試みられている間、数日間に渡り被告人

---

(26) People v. Brandyberry, 812 P. 2d 674 (1990).

ら及びそれぞれのチームのメンバーらによって監禁状態に置かれ、また、この監禁の期間中、被害者はいくつかの異なる場所に移動させられた。その後、被害者は逃走に成功した。

両被告人は、誘拐の共謀(conspiracy to kidnap)及び第2級誘拐罪(second degree kidnapping)によって起訴されたが、コロラド州の第一審は陪審判決により両者を無罪とした。両被告が無罪とされたのは、統一教会によって被害者の自由な思考及び活動の能力が破壊されることは彼らの犯罪行為によって回避されるべき被害であり、被告人らの行為がコロラド州法上の「害悪の選択の抗弁(choice of evil defense)」、すなわち緊急避難の抗弁に当たることを支持する証拠の陪審への提出が認められたからであった。つまり緊急避難に関する制定法の下での抗弁の成立には不十分であるなどと主張した。

[判旨]

コロラド州上訴裁判所(Hume裁判官)は、コモン・ローの緊急避難の抗弁は、差し迫った権利侵害の危険性もないオーソドックスでない思想や変わった主張信条を信奉する人に対して犯される犯罪を免責する手段として利用されてはならないと説示した。そして、同裁判官は、「害悪の選択の抗弁」は、積極的抗弁(affirmative defense)として、被告人による一定の信頼しうる証拠(some credible evidence)の提出が必要であるとしたうえで、「害悪の選択の抗弁」の適用範囲について「当該抗弁が成立するためには、行為者の犯罪行為がきわめて切迫した権利侵害(an imminently impending injury)の発生を防止するために、行為者の即座の行動を必要とする状況の突発的かつ予測しえない事情の出現(the sudden and unforeseen emergence)のため不可欠でなければならない」とした。

そこで、本件では、被告人らは、被害者が教会に入信したことによって、なんらかの肉体的若しくは精神的な被害を被ったこと、またはまさに被害を受けようとしており、被告人らの即座の介入が正当化されるという重大な精神的障害のいかなる証拠も提出おらず、提出された証拠は、被害

者が教会のメンバーであり続ける場合には、将来なんらかの感情的、精神的、社会的、経済的被害を被るかもしれないということを示唆するにすぎないとした。そして、そのような将来の被害に関する一般化された恐れ(a generalized fear)の証拠は、「害悪の選択の抗弁(choice of evil defense)」の発動を正当化するためには十分でないとして、証拠の陪審への提出を認めない旨の判決をした。

⑤ **Jason Scott v. Rick Ross and CAN**<sup>(27)</sup>

[事実の概要]

Life Turnable Churchに親子で入信した母親トンキンは1年後に脱会したが、3人の子どもは教団に残った。そのため母親はCANに関係するラングに相談し、デプログラマーのロスを紹介してもらい、ロスは16歳と13歳の2人の子どもの脱会させることに成功した。その後、18歳になるスコットに対しても目隠しをして連れ去り、5日間身柄を拘束した上でビデオを見せたりして説得を試みたが失敗し、警察に助けを求めた。ロスは刑事告訴を免れたが、2人のアシスタントは不法監禁(unlawful imprisonment)で1年の取監を命じられた。本判決においてはCANに対して代理(Agency)の法理における紹介時のネグリジェンス(referral negligence)、さらにはスコットへの権利侵害についてのロスとそのアシスタントとCANの共謀(conspiracy)により87万5000ドルの補償的損害賠償金と400万ドルの懲罰的賠償金の支払を命じ、CANにはネグリジェンス責任として、その10%と懲罰的損害賠償金として100万ドルの支払を命じた1審の判決を支持した。

[判旨]

控訴審においてはCANは1審の判決は、ワシントン州の代理法(Washington's agency law)に従っていない、さらに、ラングはCANの代理人として行動したわけではなくその行動についてCANに責任を課すことは

---

(27) Jason Scott v. Rick Ross and CAN, 140 F. 3d 1275 (9th Cir. 1998).

合衆国憲法修正第1条に違反すると主張した。また、スコットの申請したシュープ(Shupe)博士の証言についても異議を述べた。

しかしながら、多数意見は、ランダがCANにおいて交渉係(contact person)であり、CANの活動においても、今回の場合においても同様の役割を果たしていたこと、CANの活動と同じ専門分野において彼女が同じように活動する際にはその行動はCANの活動と同視されうるとして、1審の判断を支持した。

そして、ランダはロスが強制的脱会(involuntary deprogramming)を行っているのを承知しており、CANにおいても日常的にロスのようなディプログラマーを紹介していたこと、さらに、トンキン、ランダ、ロスはスコットの誘拐や強制的脱会について話し合っており、ランダには共謀性があると考えられると判断している。また、CANは従来より強制的な改宗を許容してきた経緯があり、そうした性質がCANの代理責任の前提となっている。CANはスコットの誘拐等の実力行使についてランダは知らなかったし、関与していないと主張したが、多数意見はこの反論を認めなかった。

さらに、CANは反カルト運動の専門家であるシュープ博士の証言について、博士はCANの活動について正しく理解しておらず、連邦証拠規則第702条(Rule 702 of the federal rules of Evidence)において受け入れられるべきものではないと主張したが、第1審で反論の機会をCAN側が与えられなかったことや博士の言うCANの仲介業的なあり方や、CANの宗教的不寛容性についての証言を採用したのが不適切だというわけではないとして、異議を受付けなかった。結局、裁判所はシュープ博士の証言は一般的に受け入れられている理論であり、学界における学術的研究に基づいており信頼に足りると判断している。よって、控訴審においても、1審が支持された。

これに対して、少数意見は、トンキンはランダがCANの構成員であることを連絡当初知らなかった、さらに、スコットはランダがCANの指示に従って行動していたことやランダがロスをトンキンに紹介する事に

CANが許可を与えたというような証拠を示しているわけではないとする。そして、多数意見においては、ランダがコンタクト・パーソンでありCANそのものがそうした強制的脱会(involuntary deprogramming)を行うロスのようなディプログラマーを紹介するランダのような人間により稼働しており、さらにはCANはロスの強制的な脱会活動について知っていたと結論づけているが、ここには論理の飛躍があると説いた。もしも、トンキンがCANに連絡してランダがロスを紹介したのなら理解できるが、そうした事実はなく、記録によればランダとCANの関係はランダとトンキンとロスとの関係とは関連性がないとしている。

## 5 強制的脱会から救出カウンセリングへ

テッド・パトリックに代表される強制脱会(involuntary deprogramming)の手法は、カルトメンバーの意に反して連れ去り、監禁して立ち去ることを許さず、身体を物理的に拘束して行われることが少なくなくなった。<sup>(28)</sup> テッド・パトリックの後にも、カルト教団の教義やマインド・コントロールから解放しようとするスティーブン・ハッサン、ギャレン・ケリー、リック・ロスなどの有力なディプログラマーが登場している。教団やメンバーからの誘拐や不当な逮捕監禁という犯罪や不法行為の責任追求に対して、脱会を依頼した家族や支援者である被告側では、緊急避難の抗弁(defence of necessity)や被害者の同意の抗弁(defence of consent)がもちだされることが多い。緊急避難の抗弁は、第三者や人以外の自然力などによって生じた緊急の状態において、より大なる害悪を避けるためにより小なる害悪を発生させたとしても、犯罪は違法性を阻却され、不法行為も成立しないとされる法理である。<sup>(29)</sup> また、同意も、原告側の同意が自由かつ任意になされ、法的に同意する能力があり、同意を得るプロセスで詐欺などが

(28) See Shawn McAllister, *Holy Wars: Involuntary Deprogramming as a Weapon Against Cults*, 24 THUR. MAR. L. REV. 359, 362 (1999).

(29) *Id.* at 368. 田中英夫編『英米法辞典』579頁(1991年)参照。

なければ、違法性を阻却する免責事由となりうる。<sup>(30)</sup>

たとえば、ブランディーベリー事件でも、統一教会の成人女性信者が意に反して監禁され脱会を強要されたと脱会活動家らを訴えたが、裁判所は緊急避難の抗弁の適用範囲を厳しく制限をした。<sup>(31)</sup> すなわち、被告側が統一教会は、洗脳やマインド・コントロールの技法を用いて最善の利益にしたがい自由かつ独立に思考する能力や行動する力を奪い、これらのテクニックは信者を獲得し、維持し、統制するために組織的かつ巧妙に利用されていると主張した。また、ディプログラマーが誘拐したのも、教会が主宰する合同結婚式(mass wedding)により彼女が人権侵害を受けるおそれがあるからだと主張していた。しかし、裁判所は、将来の権利侵害の危険性だけでは緊急避難の抗弁に十分でなく、彼女が教会に所属していることで人身損害や権利侵害を現に受けているか、または受けようとしているという具体的証拠を提出していないと説示している。また、予想される権利侵害を避けるために他に採り得る法的手段があるならば、これが利用されるべきで、誘拐を敢行する前に、被告は裁判所や警察など他の国家的救済手段を活用することもなかったとして、補充性を理由に違法性は阻却されないと判断している。

これに対して、ピーターソン対ソーリエン事件<sup>(32)</sup>では、大学生の娘スーザンを父親がディプログラマーのところに連れていき、彼女は拘束された最初の2日間は居たくないとして激しく抵抗していた。しかし、3日目からは徐々に態度も変わり、ローラースケートやソフトボールをしたりピクニックにも出かけていた。1週間ほど居た後、教団本部に戻り、不法監禁で訴えたが、裁判所も、ディプログラマーの住まいで説得されている間、逃走したり助けを求める機会は多くあったこと、公園の警察官や空港の警備員、さらに連邦捜査局の捜査官にインタビューもされていたこと、したが

(30) *Id.* at 369.

(31) *People v. Brandyberry*, 812 P. 2d 674 (1990).

(32) *Peterson v. Sorlien*, 299 N. W. 2d 123 (Minn. 1980).

って、彼女は3日目まではカルトの影響下で自由な同意能力を損なわれており、その後は自発的意思で拘束に同意しており、ディプログラマーら不法監禁の法的責任は負わないと判示された。

このようにして、アメリカにおいても、スコット対ロス事件<sup>(33)</sup>に代表されるように、強制的脱会活動には明確な限界が画されるべきだとの立場が有力になりつつある<sup>(34)</sup>。つまり、原則として、いくらカルト的教団で信仰上も問題があるとしても、個人の意に反して誘拐をしたり監禁をしたりして実力で信仰を放棄させたり改宗させることは、宗教的活動の自由や宗教的自己決定権を違法に侵害するもので許されない。しかしながら、ランチ・グビディアン<sup>(35)</sup>の武装籠城やヘブンズ・ゲートの集団自殺のようなきわめて危険なカルト教団がメンバーに対して虐待や暴行をするなど重大かつ直接的な人権侵害や犯罪に関わるような場合には、緊急的事情のもとで、信者の安全を確保するために、相当な手段方法のもとで実力的介入が許される場合はあると解されている。

最近では、カルト教団からの脱会や取り戻しの最善の方法は、暴力や偽計によらない任意の脱会支援(voluntary deprogramming)であるとされている。このような任意の脱会支援活動は、「救出カウンセリング(exit counseling)」「思考回復コンサルテーション(thought reform consultation)」などとも表現されている。これらの方法は、カルト信者がカルトの構成員であることを見直させる教育的プロセスであり、あくまでも自発性、任意性を重視する。したがって、カルト信者がカウンセラーと面会したくなければ、面談を強要してはならず、同意を得ながら手続は進められる。通常、元カルトメンバーであったカウンセラーを含む複数名のカウンセラーがカルトやカルトの教祖についての詳細な情報を伝え、カルトによって刷

(33) Jason Scott v. Rick Ross and CAN, 140 F. 3d 1275 (9th Cir. 1998).

(34) See Shawn McAllister, *Holy Wars: Involuntary Deprogramming as a Weapon Against Cults*, 24 THUR. MAR. L. REV. 359, 378 (1999).

(35) *Id.* at 378.

り込まれた思考回路から解放されて自由に客観的な判断ができるようにカウンセリングをするが、カルトの強制的説得やマインド・コントロールについての資料やビデオなどを示し、対話形式でいかに精神的心理的操作が行われていたかを明らかにする作業が中心になる。<sup>(36)</sup>

### III 自力救済の意義と適法要件

ところで、日本でも、牧師や僧侶などの救出カウンセラーが家族と協力しながら、カルト的集団から子どもであるメンバーを脱会させ保護をするという目的で、接触をもち説得や話し合いを重ねながら、集団からの離脱を促す活動が行われている。一旦カルト的集団に取り込まれてしまった夫婦の一方や子どもを保護し、対話をするために、家族から、かなりねばり強い説得と働きかけがなされている。<sup>(37)</sup>しかし、いかに、家族により本人のカルト的教団からの脱出・脱会・保護の目的であろうとも、暴力や偽計が用いられて誘拐されたり、拉致監禁されたりして脱会が強要されたり保護説得が強制されることは決して好ましいことではない。そこで、本章では、本来ならば私人による実力行使が違法とされるべきところ、法秩序全体の趣旨から見て、むしろ一定の事情のもとでは実力行使が違法とされず、法的に許容されるための要件について検討することにしたい。ここでは、主として民事責任との関係で、自力救済の意義、自力救済の適法要件、自力救済が許される具体的範囲につき検討する。

#### 1 自力救済の意義

自力救済とは、法的手続を利用していただけでは、権利の実現や回復が著しく困難ないし不可能となるような場合に、実力で権利の実現や回復をは

(36) See MARGRET SINGER, *CULTS IN OUR MIDST* 288 (1995).

(37) たとえば、杉本誠「救出における家族の取り組み」全国弁連通信55号28-39頁参照(1997年).

かる行為をいう。自力救済は、利益衝突の緊急状態において、被侵害者の利益に優位を認めて、本来の違法行為を適法なものとする<sup>(38)</sup>ものである。

主として刑法でいう自救行為(selfhelp, Selbsthilfe)とは、「権利を侵害された場合に国家の司法手続によらずに、自らの力によって自己の権利を実現、確保、回復すること」である<sup>(39)</sup>。つまり、違法な侵害に対して自力で権利の実現、回復をはかることをいう。

ドイツ民法では、自力救済の一般規定は設けていないが、例外的に許容される場合の規定を置いている。すなわち、ドイツ民法 BGB229条では、自力救済の目的で債務者の物を取去、破壊毀損する行為、または逃亡のおそれのある義務者をつかまえる行為、また、認容の義務ある義務者の抵抗を排除する行為は、適時に司法の援助が得られず、かつ、即座に介入しなければ請求権の実現を不能もしくは著しく困難にするおそれがある場合、違法とはされないとする。また、230条では、自力救済は危険の防止に必要な限度をこえてはならない、物の取去の場合、強制執行をしないかぎり、物的仮差押をすることを要する、義務者を拘束する場合は、これを釈放しないかぎり、検束のされた地区の区裁判所に人的保全仮差押を申請することを要する、また、義務者は遅滞なくこれを裁判所に引き渡さねばならないなどと規定する。さらに、231条は、違法性を阻却するのに必要な要件があると誤信して、229条にかかげた行為をなした者は、その錯誤が過失に基づかない場合においても、相手方に対し損害賠償の責を負うとする<sup>(40)</sup>。

スイス債権法52条3項においても、正当な請求権を保全するために、自らその保護を講じた者は、当該事情からみて、適時に官庁の助力を得ず、かつ自力救済によらなければ請求権の消滅を防ぎ、またはその実現の著し

(38) 明石三郎『自力救済の研究 [増補版]』282頁参照(有斐閣、1992年)。

(39) 高橋一修「自力救済」『岩波講座基本法学 8 紛争』68頁(岩波書店、1983年)。

(40) Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einfuhrungsgesetz und Nebengesetzen SS229-231, SS. 689-701 (1995)。

い困難を防ぐことができないときは賠償の義務を負わないと規定する。<sup>(41)</sup>

これに対して、フランス法では、民法、刑法に自力救済に関する規定は存在しない。そこで伝統的にフランスでは、自力救済を認める規定がないかぎり、損害賠償責任は免れないと考えられてきた。しかし、最近では、自力救済は、その目的のみで不法とされるのではなく、不法な手段が使われたときに違法となると解され、一定の要件のもとで認められるようになった。<sup>(42)</sup>

また、アメリカ法においても、たとえ、賃貸人(Landlord/家主)が賃借人の財産をアパートから移し、ドアに鍵をかけてしまう selfhelp eviction 自力立ち退かせ、アメリカ統一商事法典(UCC) 9・50条の平穏裡になされるかぎり(平穏を害さないかぎり (without breach of peace) 債権者が司法手続によらず目的物である商品の自力引揚げ(selfhelp repossession)を認めて<sup>(43)</sup>いる。また、割賦販売などにおいて債務者が支払い遅滞に陥った場合、一

(41) 幾代通「正当防衛・正当行為など(下)―自力救済、正当行為、被害者の承諾」法学教室902号97頁(1998年)参照。

(42) フランス法については以下の文献が詳しい。Ph. Malaurie et L. Aynés, Cours de Droit Civil, 2e éd, t. 1, 1994. n 200.

原始的な法制度の下では、各人の権利を尊重させるのは各人の義務である。権利が侵害された場合、彼は自己に対し、自力で正義を行う。これが自力救済(justice privée)の制度であり、まさに無秩序の表現である。なぜなら、そのいわゆる正義は、もっぱら力関係に基づく、私的復讐にすぎず、弱者が強者に圧倒されるものだったのであるからである。これを自力救済(justice privée)という。今日、自力救済は、治安を乱すものであるため、原則的には禁じられている。個人の権利を尊重させる義務を負うのは公権力(autorité publique)であり、公権力が引き受ける正義は、公的正義(justice publique)である。何人も自己に対し正義を行うことはできない。

それにもかかわらず、私法は、契約当事者らが裁判官の事前の介入なしに訴えうる圧力的手段をもっている。例えば、同時履行の抗弁(exception d'inexécution)である。売買のような双務契約において、相手が履行(例えば、物の引渡し)をしないうちで、自分が履行(例えば、代金の支払い)することを拒むことができる。事後的にはあるが、裁判官は、分別をもって抗弁が主張されたかどうかを確認するため、さらに規制することができる。ストライキに伴い、私的威力の行使が見られのはしばしば労働法においてである。

定の要件もとに相当な手段での担保権者による商品の自力取戻しを認めている。

## 2 広義の自力救済と狭義の自力救済

自力救済には広い意味で用いる場合と狭い意味で用いる場合の二通りの場合がある。広義の自力救済というときには、「正当防衛」「緊急避難」をも包含し、狭義の自力救済にはこれを含まない。つまり「正当防衛(self-defence)」は、相手が凶器をもって襲いかかってくるのに対し、木刀で反撃して負傷を負わせても、刑事責任、民事責任を負わなくてよいとする(刑法36条1項、民法721条1項)。形式的には傷害罪や不法行為による損害賠償責任を負わなければならないが、実質的にみると、責任を免れる正当な行為として違法性を阻却される。そのため、これを違法性阻却事由という。

同じく、正当でない行為や動物、自然現象によって生じた現在の危険を避けるためにした行為は、一定の要件のもとに違法性を阻却される(刑法7条1項、民法720条2項)。たとえば、犬に襲われ生命の危険があってやむをえず棒でなぐり殺したようなとき、違法性はない。正当防衛、緊急避難はいずれも急迫の侵害あるいは危険に対する防衛行為であり事前救済である。これに対して、狭義の自力救済は、泥棒が盗んだものを所持しているのをあとで発見し、これを実力で奪還しようとしたり、最初の権利侵害が過去のものとなって一定の法秩序が成立したのちに、自己の権利の回復のために事後的救済をはかろうとするものである。いわば、正当防衛や緊急避難は、防衛的、受動的な自力救済であるのに対して、狭義の自力救済は、受け身ではなく、新たな攻撃行為ということになる。<sup>(44)</sup> 正当防衛は、急迫不正の侵害に対する防衛的反撃行為として現実に存する法秩序を維持し

(43) BLACKS LAW DICTIONARY 1220 (5th ed). See 38 A WORDS AND PHRASES 269 (West Supp. 2000-2001). 第三者が不当に占有をした場合に土地や家屋への立入など、法的手続きに訴えずに自分自身の実力で違法な行為を阻止したり救済を受けることを言うとする。

(44) 高橋・前掲注(39)論文68頁参照。

ようとするものである。これに対して、自力救済は、正当な利益を保護するためとはいえ、私人の実力によって現に存在する違法な法的状態を変更し再び以前の法状態を形成させようとするものであるから、法的安定性を害する危険性が大きい<sup>(45)</sup>。

### 3 自力救済禁止原則とその緩和

すべての原始的な社会政治権力の未成熟な時代には、権利侵害に対する防衛、回復のためには各自の裸の実力行使が認められていた。しかし、政治権力の成熟とともに、公権的な紛争解決機構が徐々に整備され、紛争の公正な解決処理を行うこととなった。イエーリング(Jehring)は「すべての法律は自力救済と復讐からはじまった」と述べたが、自力救済、復讐の時代から訴訟制度その他の公的紛争救済手段の整備された時代への発展は、諸国の法制度が辿った過程でもある（「自力救済から訴訟へ」/コーラー）。

近代国家の法制度では、自力救済を原期的に禁止している。何故なら、自力救済行為に出るものは自分には当然に権利があると主張するが、それも正当な権利があるか否かの客観的判断は必ずしも容易なことではない。また、自分で勝手に権利があると決め込んで実力で言い分を通すことを許せば、力のある者が勝つという弱肉強食の無法状態を生み出しかねない。また、たとえ本当に権利があったにしろ暴力を使い乱暴なやり方で権利を行使することを許せば、相手方も反撃に出て紛争の解決どころか、かえって社会秩序全体を一層混乱させかねない危険をはらむ。

そこで、社会としては原則として裸の実力行使を厳禁し、あくまでも正当な権利や守られるべき利益の侵害があった場合には、社会的に認められるルールのもとで、国家の用意する公権的な紛争解決機構や犯罪の処罰装置に全てを委ねることが要請されることになった。このように自力救済を禁止しなければ、社会の平和、安定、秩序の維持は望めないというのが自

(45) 高橋・前掲注(39)論文70頁参照。

力救済の禁止の理由である。<sup>(46)</sup>

公権的な紛争解決手段、国家の用意する司法手続による法的救済はいくら機能的に作られていても、救済を求める側からみると、時間や労力、費用がかかることは否めず、自力救済のほうが、場合によっては簡易、迅速、安価、確実な救済方法を提供してくれるということもありうる。このような場合にも、自力救済を一切を禁止してしまうことは、実際には違法で理不尽な利益侵害や不法な権利侵害を放置したり肯定することにも等しく、法が違法行為や権利侵害をかえって保護しているような結果ともなりかねない。

これでは、われわれの実生活上の正義感や素朴な法感情にも反することになろうし、ひいては健全な権利意識を萎縮させることにもなりかねない。そこで一方では、公的な紛争解決制度の迅速化、簡易化、アクセスの容易化を推進するとともに、公権的な司法制度の手による暇のない一定の緊急の事情がある場合には、一定限度で自力救済を許し、迅速に正義を実現させることが、かえって社会秩序や法的安定にも資することにもなる。したがって、近代の法治国家において自力救済は、原則的に禁止される建前が採られるが、一定の緊急的要件のもとでは相当な範囲でこれを容認しなければならない。

わが国では自力救済が原則として禁止されるのに対して、英米去では原則としてこれを許し、自力救済によって人身や財産に対し不必要ないし相当な損害が生じるのを避けるために必要な限度でこれを制限するという態度をとっている。英米では良きサマリア人の例えにあるように、私人による法形成や正義維持機能を積極的に評価しこれを活用しようとする法伝統があり、むしろ緊急的な救助行為や自力救済を推奨する領向さえある。そして、英米法系の国々では、①土地の占有の自力回復、②動産の自力取り戻し、③自救的差押え(distress)、④ニューサンス(生活妨害)の自力除去(abatement of nuisance)など一種の自力救済が伝統的に認められてきた。<sup>(47)</sup>

(46) 高橋・前掲注(39)論文72頁参照。

#### 4 自力救済の適法要件

自力救済が許されるか否かは、結局個々の事件での具体的事実にもとづいてケースバイケースで判断せざるをえない。しかし、自力救済が許容される一般的要件としての、目的・動機の正当性、事態の緊急性・急迫性、補充性、手段・方法の相当性、利益衡量など要件の有無が個別のケースの諸事情のもとで具体的に検討され、自力救済が適法とされるかどうかは総合的に判断されることになろう。<sup>(48)</sup>

最高裁のリーディング・ケースである板囲い撤去事件で、自力救済の一般的要件については判示されている。ガード下の土地を賃借する飲食店経営者 Y が、国鉄工事中貸主 X からその土地を借用して仮店舗を出し、工事終了後も撤去せずにいたところ、店舗が類焼した機会に、貸主 X が板囲いをしたので、借主 Y はバラックを急造して板囲いを実力で撤去したというケースであった。この事件で、最高裁は「私力の行使は、法律の定める手続によったのでは権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむをえない特別の事情が存する場合においてのみその必要限度をこえない範囲内で、例外的に許されるものと解する」と説示した。しかし、本件の具体的事情のもとでは、緊急の事情がなかったとして、貸主からの請求に対して、実力で板囲いを撤去した借主側の不法行為による損害賠償責任を肯定している。

**権利回復の目的** 実力行使は、あくまでも、侵害された権利の回復の目的でなされたものでなければならない。権利の存在を信じて自力救済行為に出ても客観的に権利が存在していなければ、原則と

(47) 田中英夫『英米法総論(下)』(東京大学出版会、1980年)528頁以下参照。

(48) 山川一陽「自力救済と犯罪—その一」捜査研究561号78-80頁(1998年)、同「自力救済と犯罪—その二民事不介入との関連」捜査研究563号60-61頁(1998年)参照。  
 なお、最近の自力救済をめぐる判例については、明石三郎「自力救済について」宮崎産業経営大学法学論集 4 卷 1, 2 号131-152頁(1992年)参照。

(49) 最判昭和40.12.7 民集19卷9号2101頁。

して「錯覚自救」であって違法なものとされる<sup>(50)</sup>。しかし、権利があると信じていたり、回復すべき違法状態があると誤信したことにつき相当な理由がある場合には、違法性が阻却されることがありうる<sup>(51)</sup>。また、外見上は自力救済の目的であってもその実が専ら復讐その他相手方を困惑させる目的の私力の行使のときは「自救権の濫用」<sup>(52)</sup>となる。

譲渡担保権者が優先弁済権を確保する目的で、債務者に無断で目的物件を搬出する行為も、不法行為にはあたらない。たとえば、建設会社である訴外A会社の債権者であるYらは、Aとの間で建設機械類を目的とする譲渡担保契約を締結し、右物件を訴外A会社が無償貸与をうけることになった。ところが、その当日からA会社の代表取締役が所在不明となり、2日後には不渡手形を出して倒産したため、Yらは、被担保債権の弁済期前に2回に分けて目的物件をAの承諾を得ることなく搬出し、弁済期の到来をまって売却処分し、その代金の一部を債権の一部に充当した。これに対して他の債権者であるXらから、Yらの行為はA会社に対する不法行為であるとして、同会社に代位し損害賠償を請求した。最高裁は、原判決を支持して、「Yらが本件譲渡担保物件を搬出取戻し、これを弁済期日まで自ら保管していた行為は、その搬出取戻しが訴外会社側の抵抗を實力をもって排除してなされたものであるとか、その当時行方不明であった訴外会社代表者から授権された何人かが適正に占有管理していたものであるとか、訴外会社とその倒産及び代表者の行方不明後も借用中の本件譲渡担保物件を使用してその業務を正常に運営しうる状況にあったとか等、特段の事情の認めるべきものがあるのでない限り、叙上認定のような事実関係のもとでは、またXらに対して不法行為にもとづく損害賠償の責めを負わせるべきものとまでいうことはできない」と判示しXらの不法行為

---

(50) 明石・前掲書注(38)頁、菅野耕毅『民法の基本問題—民法の研究1』256頁(信山社、1997年)等参照。

(51) 土本武司『大コンメンタール刑法第2巻2版』295頁(1999年)。

(52) 菅野耕毅「自力救済」セミナー法学全集I民法129頁。

にもとづく損害賠償請求を棄却した。債務者の保管する目的物件を弁済期前に譲渡担保権者が無断で搬出した行為の違法性が問題にされたが、弁済期が到来し履行遅滞に陥ったのちは、譲渡担保権者が目的物件の換価処分権能を取得するから、適法なものとし、その前提としての持ち出し行為を不法行為とまではいえないとしている。

国家機関による法定の手続の救済をうけるいと事態の緊急性・急迫性  
 まがなく、もし司法手続をまっていたのではその権利の回復が不能また著しく困難になるような状態にあることが必要である。たとえば、通路を塞ぐ違法建築により営業が麻痺状態に陥り、回復しえない損害を蒙るなど、<sup>(53)</sup>簡易迅速な仮差押、仮処分等の保全処分でも間に合わない緊急の事情が存在しなければならない。

① 製作品の無断搬出と自力救済<sup>(54)</sup>

Y<sub>1</sub> 会社及び代表者 Y<sub>2</sub> は元請負人から公共事業の下水道事業に使用するコンクリート管製造の鋼鉄型枠の制作を依頼されたが、その後 B 会社、A 会社に順次下請発注し、A からさらに X 会社が再下請けした。しかし、X 会社は型枠制作がはじめてで、型枠の出来具合が Y<sub>1</sub> 会社の要求する内容や精度に達せず、突貫工事でようやく型枠が完成した。しかるに、再下請人 X は仕様変更による経費増を理由に350万円の支払いを請求し、引渡を拒絶した。Y<sub>1</sub> は元請負人から50万円の遅延損害金の支払いを約束させられ、かつこれ以上遅延すると、公共事業の受注から締め出されるという切迫した状態にあった。そのため、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> は X の意に反して密かに本件型枠を運び出させたので、X から不法行為にもとづく損害賠償請求がなされたというケースであった。

東京地裁は、①いま自力を行使しないと、Y<sub>1</sub> 会社の権利の保護実現が危殆に瀕するおそれある状態となされたこと（公共事業の受注から締め出されるという死活問題となっていたこと）、②自力行使の相手方に自ら一定の

(53) 名古屋高判昭和36. 3. 14判時263号31頁。

(54) 東京地判平成元. 2. 6判時1336号112頁。

負担を負うことの申し出をしていたこと、③相手方に一方的に全面的負担をさせて権利実現を不可能にするというものでないこと、④態様が威力・暴力を用いたものでなかったことから自力救済行為は許容され不法行為として違法性を欠くと判示した。

② 賃貸借終了後の賃貸人による賃借人の動産類の搬出処分<sup>(55)</sup>

XはYから本件ビルの二階部分を賃借してクラブを経営していたが、賃料を滞納したため賃貸借契約を解除された。Yは賃貸借終了後賃借人所有物件の搬出処分を許容する合意にもとづき、造作家具什器備品類を無断で搬出処分した。そこで、XはYに対して処分された動産相当額の損害賠償を請求した。東京高裁は、物件の搬出を許容したことから建物の明け渡しをも事前に承諾したということとはできないこと、YはXの占有を侵害せずに行う搬出処分についてのみ許容されているにすぎず、自力執行まで許す合意ではなかったこと、したがって、建物の明渡し、動産類の無断搬出処分は自力執行であり、明渡を急がなければならぬ事情もなかったから、違法であるとして、10万円の賠償を命じた。

また、Y<sub>1</sub>から貸室を月額7万3000円で借りていた元暴力団員Xが、6ヶ月も連絡先不明のまま賃料を滞納していたので、右貸室賃貸借契約を解除したうえ、Y<sub>1</sub>の代理人の弁護士Y<sub>2</sub>に相談して、貸室内のXの所有のすべての家財を搬出し廃棄した。そこで、XからYらを相手に、家財の時価相当額につき不法行為の損害賠償請求をする訴訟が提起された。<sup>(56)</sup>

浦和地裁は、本件賃貸借契約は、賃料を一ヶ月以上滞納した場合若しくは無断で一ヶ月以上不在のときは、無催告で解除され、賃借人の室内の遺留品の所有権は放棄されたものとして、法の定める手続により処分することができるというものであり、賃借人が予め賃貸人による自力救済を認める内容であると考えられるところ、自力救済は、原則として法の禁止するところであり、ただ、法律の定める手続によったのでは権利に対する違法

(55) 東京高判平成3.1.29判時1376号64頁。

(56) 浦和地判平成6.4.22判夕874号231頁。

な侵害に対して現状を維持することが著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存在する場合において、その必要の限度を超えない範囲内でのみ例外的に許されるに過ぎないと判示しながら、本件では、訴訟を提起して勝訴判決に基づいて強制執行をするという法的手続をすることができたのであり、右手続によっても、権利の維持が不可能ないし著しく困難であると認められる緊急やむをえない特別の事情があったと認めることはできないとし、XからYに対する損害賠償を認めた。ただし、1200万円を超える家財道具の損害の算定については、成人の男性単身者の平均的レベルでの家財の標準価額を参考に250万円を超えないとし、慰謝料も60万円で過失相殺として3割を相当として217万円の賠償を認容した。

行使する自力は、物理的な力であろうと、心理的  
**手段・方法の相当性** 力であると問わないが、権利を回復するために必要最小限で、かつ用いられる手段や方法も社会的に見て相当とされる範囲を超えてはならない。

したがって、たとえ債権者ではあっても、債務者宅を夜間に訪れて、執拗に支払を強要し、著しい不安と恐怖感を与えて債権を回収し取り立てることは社会通念許容される範囲を逸脱するとして不法行為になるとされる<sup>(57)</sup>。また、中高層建築物の建設により日照通風等快適な居住環境や、生活利益を奪われることを理由とする地域住民の反対運動も、暴行、脅迫、その他の実力行使や虚偽の事実の宣伝などの違法行為をとともわず、平和的で節度をもっておこなわれる限り、不法行為を構成しないとされている<sup>(58)</sup>。

しかしながら、私道に自動車をならべたり鉄パイプを並び打ってマンション工事用自動車の侵入を実力で阻止したり<sup>(59)</sup>、高さ1メートルの角材を支

(57) 小倉簡判昭61. 10. 28判時1222号130頁。

(58) 千葉地松戸支判昭和55. 2. 26判時966頁91頁。

(59) 東京地判昭和52. 5. 10判時852号26頁。

柱に有刺鉄線を張り、道路から敷地の人や車の出入りを遮断したりして妨害するマンション建設反対運動は、社会生活上許容される程度、範囲を著しく逸脱する違法行為<sup>(60)</sup>だとし、不行為責任が肯定されている。ただし、日照妨害や被害の程度が社会生活上の受認すべき限度を超え、業者側や施主が話し合いに応じなかったり、仮処分申請や工事中止勧告にもかかわらず工事を強行しようとしたりと不誠実な点があった場合には、実力で工事を阻止しようとしても、いまだ違法性を帯びるとはいえないと判示したケース<sup>(61)</sup>もある。

また、部落差別は、憲法により個人としての尊厳が認められ、基本的人権の保障を何より重視する今日の社会において絶対に許されないものであるが、部落差別を根絶するための糾弾行為であっても社会的相当性の範囲を大きく逸脱して、監禁、暴行、脅迫を加えることは許されないとされて<sup>(62)</sup>いる。

### ③ 賃借建物買受人による建物取り壊し<sup>(63)</sup>

A所有建物の賃借人Xは、建物一階部分を賃借していたが、Aから建物を譲り受けたYが建物を取り壊したために、賃借権侵害を理由とする不法行為の損害賠償を請求した。横浜地裁は、Yが建物を買い受けた当時のXの建物使用状況は客観的外形的にXが使用を継続していなかったこと、YはXの賃借権の存在を認識して建物利用を妨害する目的で譲り受けたものでないこと、建物の取り壊しの態様が刑罰法規に反したり公序良俗に違反し自由競争の範囲を逸脱したと認められないことから建物所有権の侵害は認められないと判示した。

利益衡量 自力救済により守られるべき権利とそれにより相手方の失う権利との比較や、相手方の不法の明白さの程度から社会的に

(60) 東京高判昭和49.4.30判時745号54頁。

(61) 東京地判昭和60.3.27判時1199号98頁。

(62) 神戸地豊岡支判昭和60.10.30判時1186号105頁。

(63) 横浜地判平成2.7.19判時1376号98頁。

許容される範囲かどうかを衡量しなければならない。たとえば甲乙両土地の境界は界標により明白で土地所有者間に争いが無いにもかかわらず、甲地のたんなる使用借主が、右事実を知悉しながらあえて乙地を侵害して杭をたてた行為は違法性の明白な行為であること、本件杭の引抜行為は容易になしうる行為で相手方に不当に高額な損害を与えるものでなかったこと、また、直ちに杭を引抜かなければその基礎がコンクリートで固められられ本件杭を使用して塀が作られてしまって現状回復が著しく困難になることが予想されたこと、被侵害者は、侵害後直ちに（3日後）本件杭を引抜いたこと、本件杭抜取行為は、侵害の除去が容易なのに多額の費用と時間をかけて訴訟にち込むことを権利者に期待することは困難であり、許容されるべき私力行使と解するのが相当であるとされた。<sup>(64)</sup>

#### IV カルト的教団からの保護説得活動とその限界

ところで、現に行われている家族や宗教者などによる救出カウンセリングや脱会支援活動との関連で、宗教団体の違法な勧誘による家族の崩壊や離別のやむなきに至ったことが法的に争われることが目立ってきた。そこで、ここでは、カルト的教団からの勧誘教化により家族崩壊や離別に至ったとして不法行為責任が追及されたケース、また、脱会支援、保護説得活動に伴って、家族やカウンセラーが信者から行き過ぎがあったとして不法行為の損害賠償責任が求められたケースをそれぞれ検討する。

##### 1 宗教団体の勧誘・教化と家庭崩壊・家族の離別

宗教団体が修行のためといって出家をさせたり、伝道師となることを説いて、子どもらも含めて家族と離別させた場合に、宗教団体の代表者は、健全な家庭生活や円満な婚姻関係・親子関係を破綻させたとして民法44条1項、宗教法人法11条1項、民法709条、719条などにもとづき不法行為の

(64) 新潟地判昭和51. 7. 30判時850号90頁。

損害賠償請求をすることができるだろうか。

たとえば、 $X_1$ の妻Aは婚姻して18年余になり、5人の子をもうけ、親子7人で円満な婚姻生活を送っていたが、キリスト教の一宗派である $Y_1$ 「地の塩港南キリスト教会」の伝道師となるため、夫である $X_1$ と長男、二男及び三男を残したまま、長女B子(当時12歳)及び二女C子(当時7歳)を連れて家出した。これに対し、 $X_1$ 及びその長男 $X_2$ は、 $Y_1$ 教会とその代表者である $Y_2$ がいわゆるマインドコントロールによりAの自律的判断を失わせ、その家出に積極的に関与し、離婚を強要し、面会を妨げ家庭を破壊したとして、Yらに対し、家庭破壊行為等の損害賠償およびA及びB子らの面接交渉、親権の行使、同居に対する妨害の禁止を求めたケースである。なお、 $X_1$ と妻Aはもともと、 $Y_1$ 教会の正会員であったが、Aが伝道師となるため家を出て別居し離婚の要求を拒否したことから、代表者 $Y_2$ は、 $X_1$ を集会出席停止の懲戒処分にした。

本判決は、一方で、「父母はどのような環境で子どもの監護養育を行なうのが本人にとって最も幸福であるのかを話し合い、その実現に協力して努力すべきは当然である」「Aは、一方の親権者である原告太郎の意思に反して被告教会で生活させているものであり、自己の信仰や夫との不和に基づくものであるとしても、妻ないし母親として身勝手に過ぎると非難されてもやむをえない」としながらも、Aは15年間にわたり被告教会に通い、夫婦関係の不和が受洗のきっかけになっているおり、また、夫の信仰が口先だけで表面的なものにすぎないと感じ取って離婚の決心をしており、被告代表者の指導を受けたいという気持ちから、Aが自らの意思に基づいて家出したものであること、そうすると、 $Y_2$ が家出や離婚の要求にかなりの程度関与していたとしても、マインド・コントロールによりAの自律的判断を失わせた結果によるとまで認めることは困難であり、原告太郎の婚姻関係に基づく権利を違法に侵害したものとまでいうことはできない」と判断した。また、B子及びC子が「親権者の一人であるAの監護下あり、Aが自らの意思によってそれを行なっている」ことが認定さ

れる以上、「Y<sub>2</sub>がB子及びC子に対してXらに会わないように述べるなどの働き掛けを事実上行なっていると、……法及び社会通念に照らし、Y<sub>2</sub>の右行為が違法であるとまで判断することは困難というべきである」とした。そして、損害賠償請求については、「Aが家を出て息子三人に対する親権者としての監護教育義務を一方的に放棄し、娘ら二人をY<sub>1</sub>教会で生活させていることにつき、Aにおいて妻ないし母親として非難されるべき点があり、AがXらの面接交通を妨げている事実があるからといって、そのことから直ちに、Yらが、Xらの主張のような違法な家庭破壊行為等をしたものということとはできず、他に、これを認めるに足りる的確な証拠はないから、XらのYらに対する不法行為に基づく損害賠償請求は理由がない」とし、またA及びB子、C子とX<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>の間の面接交通についても、Yらがそれを妨害したとはいえないとした。<sup>(65)</sup>

本判決は、牧師であり教会の代表者が、信者に対する強力な指導力、影響力のもとに、妻に対して夫との離婚を勧め、離婚届の署名押印を夫に要求し、応じなかったとして懲戒処分にするなど、マインド・コントロールにわたる人為的操作やプレッシャーをかけていたものといわざるをえない。また、判断力の十分でない子らの、内心に働き掛けて、父親と会わないように仕向け、日常生活のすべての行動を抑圧し、自己の意思にしたがうようコントロールしていたのではないかという点も、きわめて疑わしい。本件の控訴審では、牧師による離婚勧奨行為を含む家族破壊行為は違法な宗教上の影響力、感化力によって行なわれたと認めることはできず、家出も離婚も任意で自主的なものと判示したが、牧師が告白内容を秘密として守る法律上の義務に違反して漏えいし告白者のプライバシーや家庭生活の平穩等の人格的利益を侵害した不法行為責任(民法44条)を負うと判示し、50万円の慰謝料の支払いを命じた。また、控訴審判決は、2人の子ども達に対する父親としての面接交渉を拒否し、親権行使の違法な妨害があったとして、子への面接交渉の妨害の差止を認めている。<sup>(66)</sup>

---

(65) 横浜地裁平成11年2月26日判時1700号87頁。

宗教団体オウム真理教及びその代表者松本智津夫がセミナー参加者に「近く大災害が起こる」など不安感を増幅させ、「出家しなければ救われない」と焦燥感をもたせ、「自分だけが遅れをとるわけにいかない」などの集団心理を巧みに利用しておこなわれた極限のお布施をとる目的でなされた勧誘行為は、目的、手段、結果からみて、社会通念上著しく不相当と認められ違法性を有するとされ、300万円の慰謝料の支払いが命じられたケースもある。<sup>(67)</sup>

また、信者が手足となって、マニュアルにしたがい、文化サークルと称して目的や正体を隠して近づき、ビデオセンターに誘い入れ、長時間にわたり霊界や先祖の因縁話などをして全財産を差し出させ、セミナーに参加させた岡山青春を返せ訴訟において、控訴審の岡山高裁は、以下のように説示して、被害にあった元信者の男性の控訴を認め、一審判決を破棄した。「宗教団体が、非信者を勧誘・強化する布教行為、信者を各種宗教活動に従事させたり、信者から献金を勧誘する行為は、それらが、社会通念上、正当な目的に基づき、方法、結果が、相当であるかぎり、正当な宗教活動の範囲内にあるものと認められる。しかしながら、宗教団体の行なう行為が、専ら利益獲得等の不当な目的である場合、あるいは宗教団体であることをことさら隠して勧誘し、徒に害悪を告知して、相手方の不安を煽り、困惑させるなどして、相手方の自由意思を制約し、宗教選択の自由を奪い、相手方の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させるなど、その目的、方法、結果が、社会的に相当な範囲を逸脱している場合には、もはや、正当な行為といえず、民法が規定する不法行為との関連において違法であるとの評価をうけるもの」とされた。<sup>(68)</sup>

(66) 東京高判平成11.12.16日判時1742号107頁。

(67) 大阪地判平成9.7.28判時1636号103頁。

(68) 岡山高判平成12.9.14判例集未登載。2001年2月9日最高裁判所が統一教会側の上告を棄却したことで確定した(2001年2月10日付朝日新聞)。なお、「青春を帰せ札幌訴訟」では、14年という長期審理の末、統一教会の元信者の女性20人が研修会参加や物品購入などを通じて違法にマインドコントロールされて信教の自由を侵

この判決では、元信者は主観的には自分の自由な意思で決断しているように見えるが、これを全体として客観的にみると、あらかじめ巧妙に用意されたマニュアルや流れにしたがって、不安や困惑を煽って、執拗に不当な高額な献金をさせ、その延長として、宗教選択の自由を奪って入信させ、生活を侵害し、自由に生きるべき時間を奪ったものと説示し、宗教的人格権侵害で100万円の慰謝料の支払いを認めた。

## 2 夫婦・子の出家や宗教団体への参加と家族らの保護説得活動

夫婦の一方が他方の反対にもかかわらず、未成年の子を連れて宗教団体に参加したり、また成年に達した子が執拗なりクルートにより入信したために、家族が脱会や救出のために支援活動をしている牧師、カウンセラー、僧侶、弁護士、精神科医などの助けを借りて、脱会や救出のための説得を試みるものがしばしばある。しかし、カルト的集団は、信者組織を編成して周到にかつ組織的に計画したスケジュールにしたがい、教義の実践と称して、感情、生活、情報、身体をコントロールしながら、精神の自律性を奪い、ロボットのように人を機械化してしまう。そのため、家族側も、救出カウンセリングに伴って、長時間にわたり身体を拘束したり、意に反する説得活動を行なったりすることも少なくない。このような家族が行なう保護説得活動や救出援助はどこまで許されるのであろうか。

たとえば、X(娘・当時31歳)の父母である  $Y_1$  及び  $Y_2$  は、X が統一協会の信者として所属してきたことに反対し、かねてから X を脱会させようと試みてきた。その後、 $Y_1$  及び  $Y_2$  は、他の10名くらいの者と共謀して、

---

害されたとして慰謝料等9200万円の損害賠償を求めていた。つい最近、札幌地裁は、統一教会員らの一連の勧誘活動は、財産の収奪と無償の労役の享受及び被害者の再生産という不当な目的にもとづき、人の弱みにつけ込み不安や畏怖困惑をさせ、宗教団体であることを隠すなど伝道活動としても社会的な相当性を逸脱する違法な行為であり、指揮監督関係にあった統一教会は使用者責任を免れないとして、約3000万円の支払いを命じる注目すべき判決を言い渡した(2001年6月30日朝日新聞北海道版)。

Xに棄教を強要する目的で、Xを平成9年6月から10年8月末までの1年2ヶ月以上にわたりマンションの一室において逮捕監禁し、棄教・改宗をせまった。他宗派の牧師であり脱会の支援をしているY<sub>3</sub>は、その間にY<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>から援助や助言を求められ、同人らの依頼によって、逮捕監禁の事実を知りながらも、Xに統一協会の信仰を棄教するよう働きかけていた。以上のような主張にもとづき、Xは、Yらによる違法な逮捕監禁<sup>(69)</sup>についての損害賠償及び棄教などの強要行為等の差し止めを求めた。

鳥取地裁は、つぎのように判示して、子どもである統一教会信者の請求を認めた。

(Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>の行為について)「Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は、同人らの行為は、娘であるXを統一教会の違法な教え込みから解放するため、統一協会の妨害を受けない場所を確保する必要から採られた措置であり、マンションでの生活は、親子の生活であって、拉致、監禁といわれるものではない旨主張するが、本件の逮捕監禁はその当初において明白にXの意思に反するものであったこと、Xが昭和41年4月生まれで本件当時、31歳の成人であったことを考えると、本件のような行為は、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>がXの両親であったとしても許されるものではないといわなければならない。」

(Y<sub>3</sub>の行為について)「一般的に宗教的活動は自由であるとしても、右のような状況にあるXに対し、その状態を知りながら、Xの意思に反する宗教活動を行なうことは、正当な業務活動であるということではできない。そうすると、Y<sub>3</sub>は、少なくとも、……Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>の不法行為を幫助したといわねばならず、民法719条1、2項により、Xに対し、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>と連帯責任を負うというべきである。」

また、本判決は、Yらに対して、55万円の損害賠償の支払いと、暴行、強迫、拉致、監禁、面談強要、電話による会話強要等を行い、又はこれらの方法を用いて信仰する宗教を棄教することを強要してはならないと差し

---

(69) 鳥取地判平成12.8.31判例集未登載、平成11年(ワ)第72号損害賠償等請求事件。米本和広『教組逮捕』245頁(宝島社、2000年)参照。

止め請求も認めている。

本件についても、いくら夫婦や親子などの家族間であっても、相手方の意に反して強制的に改宗を迫ったり棄教を強要した場合には、宗教的自己決定権の侵害があったとして違法とされる場合があろう。ただし、夫婦や親子の一方が過度の宗教活動に従事して家庭を顧みないとか、反社会的な活動に携わるなどしている場合には、家族構成員らは善意に介入を試みたり、脱会や救出・保護のための説得を行なうこともありうる。その場合に、家族が行なう脱会援助や保護説得の一環として改宗や棄教を迫る行為も、その動機や目的が不当なもので、長時間にわたり自由や身体をことさら不当に拘束するなど不相当な手段方法がとられ、その結果、成人に達した子や夫婦の一方に怪我をさせたり、多大の精神的苦痛を与えたような場合には違法性を有し、不法行為としての損害賠償請求が認められ、侵害の客観的危険性がたかい場合は、その差し止めも請求できるといわなければならない。家族による干渉や保護説得活動が違法とされるのは、その目的、動機、手段等が脅迫するなど公序良俗に反して著しく不当性を帯びている場合にかざられるといえよう<sup>(70)</sup>。ただし、家族関係の修復や対話の回復のための家族による接触や連絡が、一律にストーカーと同じように禁止されることは問題である。あくまでも、行き過ぎは是正され、これまでの経緯から具体的な接触の方法、手段、期間、回数等が制限されることはあっても、一切の接触が無期限に禁止されることは適切ではない。

また、Y<sub>3</sub>牧師も、日本国憲法20条の信教の自由により保護されている教会活動の一環として、カルト的集団からの救出活動が行われており、国家の刑罰法規に形式的には触れる行為がなされても、両者は公共の福祉において相互に補完しあうもので、同時的順次的に両立しうる関係にある。

(70) 東京地判平成5.3.31判夕857号248頁参照。このケースは、婚約者である女性から男性に対してなされた婚約破棄の不法行為責任が問われたもので、女性及びその父親が不当に婚約関係に干渉したとの主張につき、近親者の介入がよくある日本での違法性の判断基準として公序良俗に違反するなど著しく不当な場合に限るとしている。なお、棚村政行「宗教の自由と家族」宗教法20号120頁以下(2001年)参照。

したがって、組織的かつ巧妙にマインド・コントロールをする違法な団体からの脱会や救出を応援する行為は、多少、手段、方法に不適切な部分があっても、全体としての法秩序の理念に反するところがなく、正当な業務行為として違法性が阻却される。

### 3 家族らによる保護説得活動と自力救済の許容範囲

結局、この問題も、自力救済が認められるかどうかにかかってこよう。最高裁も、「私力の行使は、法律の定める手続によったのでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむをえない場合においてのみ、その必要限度を超えない範囲内<sup>(71)</sup>で、例外的に許される」とした。

実力で違法な権利侵害を排除することが認められるのは、私人の正義や権利回復行為を奨励することで、私人による法秩序の形成維持を促す役割や正義実現機能を期待しているからである。そのため、当該行為の目的、動機における正当性が必要であり、あくまでもさらなる侵害行為の予防や侵害された権利回復の目的でなされるものでなければならない。まず、脱会・救出支援活動は、反社会的で違法な経済活動に従事させられていたり、リクルーターとして手足になる信者獲得のため働いて被害を拡大している若者に、組織的で巧妙なプログラムで歪められている自由な意思決定(自己決定権)を回復させ、自らの行なっていることの誤りを自覚させるという動機や侵害されている宗教的人格権を回復する目的でなされる必要がある。したがって、この目的で行われる保護説得活動は、たとえ、形式的に実力的連れ戻しや多少不相当な点があったとしても、親子関係の修復や対話の回復という目的があり、違法な活動をする教団からの救出の目的があれば、目的・動機の正当性の要件は一応充足すると思われる。

夫婦・親子という家族関係が存在する場合には、親子として夫婦としての立場から、さまざまな働きかけや教示、助言、説諭、訓戒、説得などが

---

(71) 最判昭和40.12.7民集19巻9号2101頁。

行われることは通常のことであり、第三者間の不法行為の違法性の評価よりも緩やかに考えられてよい。たとえば、1997年に施行された臓器移植法でも、生前の本人の臓器提供の意思を書面に表明している場合だけでなく、その旨の告知を受けた遺族が臓器提供を拒まないことを要件として<sup>(72)</sup>いる。これは、まさに欧米と異なり、本人の意思決定への家族としての法的関与や家族共同体の愛情的利益を認める趣旨である。この点から見ても、家族による保護説得や脱会支援は、目的、手段、結果、法益の均衡等からみて、比較的緩やかに社会的相当性や違法性が判断されてかまわない。

ついで、自力救済が認められるためには、事態の緊急性の要件も必要である。これは、国家機関による法定の手続をうけるいとまがなく、もし司法的救済をまっていたのでは、権利の回復が不可能または著しく困難になるような状態をいう。この点でも、救出カウンセリングや家族らの保護説得活動は、既存の法的手続の枠組みでの救済の困難性を補完、補充する役割を担う場合がある。つまり、裁判所での人身保護請求や成年後見制度のもとでの補助や保佐の審判の開始、親権の喪失宣告、親権者の職務執行停止、代行者の選任を求める保全処分<sup>(73)</sup>の申立てなどを既存の法的手続を利用しようとしても、現状では手続きに時間や費用がかかり、入信させられて間もない段階や子の奪い去りや子への悪影響が明白なケースでは、権利侵害を迅速かつ適切に回復するために、家族とカウンセラーの協力で行われる保護説得活動の必要性、緊急性はかなり高いといえる。

また、第三に、手段方法の相当性という点でも、原則的には逮捕監禁、暴行、強迫などに該当する強引な実力行使や有形力の行使は差し控えるべきであろうが、しかし、保護説得やケアのための説得活動には、ある程度の密室での徹底した対話の回復、相互の信頼関係の形成が必要とされる。そのため、自宅や部屋に連れ戻して、じっくりとコミュニケーションを回

---

(72) 臓器の移植に関する法律6条1項、厚生省保健医療局臓器移植法研究会『逐条解説臓器移植法』47頁、55頁(中央法規出版、1999年)参照。

復するために、あくまでも言葉による粘り強い説得と交渉の過程を繰り返す場合に、長時間にわたる精神的心理的圧迫や相当な負担とみえても、一つ一つ相手方の同意をとりつけながら行なうかぎりでは社会的に許容しうる手段方法の範囲内といえよう。<sup>(73)</sup>

そして、最後に、自力救済によって守られるべき権利と相手方の失う権利との比較や、相手方の不法性の明白さの程度からみて、現にある差し迫った害悪や権利侵害状態の継続を避けるためにやむをえずなされた、より軽微な権利侵害に対しては、双方の利益衡量により、法もある程度の実力行使は受忍しなければならない。たとえば、肖像権やプライバシー権を明白に侵害する写真撮影に対して、カメラを奪取しフィルムを抜き取る行為がなされても、暴行罪や器物損壊罪は成立しないであろう。

救出カウンセリングや家族らによる保護説得活動により失われ、侵害される本人の身体的自由や信仰の自由(宗教的自己決定権)と、これにより回復される身体的自由や宗教的自己決定権とで、いずれが重いであろうか。違法伝道や違法勧誘によって失われた本人の宗教的人格権の回復のためになされ、家族及びカウンセラーらが権利回復のために必要で、かつそう信じたことについて相当な理由がある場合には、逮捕、監禁、暴行に形式的に該当するような行為があっても、違法とまでは言えないのではなかろうか。法益の均衡という面からも、カルト的集団による利益の獲得、信者獲得を目指した違法な物品販売活動に従事させられたり、合同結婚式に参加させられるなど違法・無効と司法にも判断される違法行為を組織的に行う教団から子供を救い出すことに伴って行われた小さな違法行為による権利侵害と、より大なる組織的な違法行為により本人及び不特定多数人が被る甚大な権利侵害とを比較考量すれば、より小さな違法を法的には不問に付

(73) 徳島地判昭和58.12.12判時1110号120頁は、19歳の女子大生が原理研究会に入会し、親に無断で下宿を引き払って原理研究会の寮に入っていたところ、両親が無理やり自宅に連れ帰り、夜間は内側から鍵をかけて二階の窓には角材で格子を取り付け、外部との連絡や接触を禁止していた事案で、統一教会からの人身保護請求を拒けたケースである。

(74)  
すことも必要ではあるまいか。

また、エホバの証人の信者である44歳の女性X(当時妻)は、元夫Aら家族と脱会支援活動をしている「エホバの証人救済対策協議会」代表の牧師Yが共謀して孤立した建物に17日間監禁し脱会を強要したため、信教の自由を違法に侵害したとして不法行為にもとづき300万円の慰謝料の支払いを請求する訴訟を提起した。<sup>(75)</sup>Xは約7年前からエホバの証人の聖書の勉強を始めていたが、夫がこれに反対し、夫婦の間でトラブルになっていた。夫が報道で知ったY牧師に相談し、1995年7月に兵庫県加東郡社町内の山荘に家族旅行という名目でXを夫の姉、母親らとともに連れてゆき、牧師が脱会するように説得をしたが、結局、脱会させることはできず、Xは鉄格子がはめられ、玄関のドアも鍵がないと開けられない構造の建物に17日間にわたり監禁されていた。これに対して、Y側は、未成年の子に対してものみの塔の教義を教え込んでおり、親権・監護権の濫用であり、夫の親権の共同行使を違法に妨害していること、子どもの宗教的自己決定権を侵害していること、説得活動は正当防衛にあたり、他に採りうる適切な手段はなく、幼い長男がものみの塔の教義を急速に身に付けており緊急性もあったので、かりに監禁にあたるとしても、説得行為に違法性はないと反論していた。

この事件をめぐっても、2001年3月30日に、神戸地方裁判所は脱会支援、保護説得についても一定の厳しい判断を示した。つまり、本件では、元夫Aら家族の手で行われていても、家族旅行と偽ってXの意に反し身体の自由を違法に拘束し監禁が行われたこと、Yも改造した説得場所を

---

(74) 住民によるマンション建設反対運動についても、業者や施主側で話し合いに応じようとせず、仮処分申請などしているにもかかわらず工事を強行しようとし、誠実な態度や行動があったということで紛争が拡大されているような場合には、日照妨害による被害の程度や両者の利害を比較検討したうえで、工事妨害行為は多少の行き過ぎはあっても、いまだに違法とまではいえないとしたケースがあり参考になろう。東京地判昭和60.3.27判時1199号98頁。

(75) 1999年1月8日付朝日新聞神戸版。

提供し、Xの意に反することを当然予想して、共謀のうえ執拗に対話を求めたものでXの身体的自由及び信教の自由を違法に侵害したこと、いかに婚姻関係や親子関係の破綻を回避しつつ、子への監護教育が危機的状況にあったとしても、教え込みの抑止を超えて、棄教を迫り、監禁等をする<sup>(76)</sup>ことで正当防衛が成立する余地はなく、正当な牧会活動範囲を逸脱したもので、30万円の慰謝料と10万円の弁護士費用の賠償が命じられた。

また、エホバの証人の妻に対する脱会のための説得行為に対して、逮捕監禁、面会の強要、ビラの配布を禁止する仮処分が決定されたケースも<sup>(77)</sup>ある。

神戸の事件でも、家族が主体となって、夫婦・親子としての円満な家族関係や協力関係を回復するために説得や対話を目的として救出活動が展開されていた。また、Y牧師は、元夫Aからの求めに応じて牧会活動の一環としてXの聖書上の解釈の誤りや家庭崩壊を阻止する正当な業務行為として説得や対話を推進しようとしたにすぎない。また、夫は、家庭裁判所による夫婦関係調整や子の監護に関する処分事件の申立てという方法もなかったわけではないが、すでに多くの時間を費やし、裁判所での司法的な場での調整は不可能に近いものがあつた。そして、もちろん、エホバの証人の絶対的教義や敵対的な宗教的確信により、和合の可能性はほとんど考えられず、子供の宗教教育をめぐる<sup>(78)</sup>でも差し迫った危機的状況にあつた。

しかるに、家庭崩壊の危機に瀕し、度重なる夫婦の約束にも反して、Xはエホバの集会にも子連れて行くとか、幼い子に対する教義の一方的な教え込みにより、夫は平穏な家族として生活する権利、妻として協力扶助を受ける権利、未成年の子に親として教育を行う権利など基本的な権利の

(76) 神戸地判平成13. 3. 30判例集未登載、平成11年(ワ)第3号損害賠償請求事件。

(77) 富山地決平成12. 8. 10判例集未登載、平成12年(ヨ)第43号監禁禁止等仮処分申請事件。

(78) 名古屋地判昭和63. 4. 18判タ682号212頁参照。

侵害を受け、家庭裁判所での法的手続を利用する前に、家族で相談して、円満な関係を修復する必要性を痛感していた。<sup>(79)</sup>そこで、とくに教団からの影響力を排除した形での対話の回復、家族関係の修復を求めて、夫は一定の場所への隔離と相手方の自由を制約する行為にでたのであり、社会的に見ても家族として明らかに許される範囲や方法を逸脱した行為とまではいえないであろう。

また、本件でのYの関与は、改宗や棄教を強要しようとしたものでなく家族らの真摯な依頼にもとづき、穏やかな手段方法により、家族崩壊を阻止し家族の人間関係の回復のために宗教者としての専門的立場から取り組んだものであった。したがって、本件保護説得活動の動機、目的、手段、自由を拘束した期間、態様、双方の利益の比較衡量などを総合して検討するかぎり、不法行為上違法であるとまで評価できるものではなく、かりに家族に若干の不適切な行為があっても、Yの行為は家族を中心としたアドバイスにとどまり道義的社会的には相当でない点のみみられたとしても、明らかに違法とまではいえないであろう。

もちろん、Xの身体的自由及び信教の自由は何よりも保護されなければならないが、教団という組織ぐるみの影響や支援体制もある以上、家族がこれに対抗して牧師など支援者の助けを借りて、相当な範囲で保護説得という手段をとることもやむをえない。ただ、本件でも、真実の目的を隠してXを建物に連れてきたり、行き過ぎた点もなかったわけではないが、全体としてみれば、社会的相当性を欠き違法とまで評価すべきではなからう。

---

(79) エホバの証人に関連して、最近離婚が認容されたケースとしては、東京高判平成2.4.25判時1351号61頁、大阪高判平成2.12.14判時1384号55頁、東京地判平成9.10.23判タ995号234頁、名古屋高判平成10.3.11判時1725号144頁等がある。

なお、大島俊之「離婚原因としての宗教活動」大阪府立経済研究32巻2号1頁以下(1987年)、富田哲「婚姻破綻事由としての宗教活動」福島大学行政社会論集5巻1号105頁以下(1992年)、平野武『宗教と裁判と法』112頁(1990年)、棚村政行『結婚の法律学』244頁(2000年)等に詳しい。

## V おわりに

カルト的集団の勧誘方法はきわめて組織的かつ体系的であり、巧妙にターゲットに接近し、相手方の心理を読みながら信頼を獲得する。大きく分けると、その心理的メカニズムと過程は、接近・勧誘期、教義の教え込み期、組織の維持・強化期の3段階があるという。つまり、接近期では、リクルーターは優しく親切であり、「自分を変えたい」「生きる意味を見つけない」「社会を良くしたい」などの被勧誘者の欲求を充足する約束を使う。また、たとえば、人の親切に応えなければと思わせる返報性、長時間一緒であることで好意を寄せるという好意性、「あなたが選ばれた」など希少性、「偉い先生が会ってくれる」などの権威を利用する権威性、他人との共同での行動を求める同調性など、さまざまな入会の技法を駆使する。第2段階で、個々人の悩みや欲求に対してシンプルで明確な解答を用意し、集団の教義や教えがいかにか核心的なものか優れたものかを体感させる。合宿や集会では、参加者は集団の雰囲気や呑まれて「集団浅薄」の状態におかれ、古い自己か新しい自己か、現実か理想か、邪悪か正義かなど、二者択一を迫られ、教団の教義が自己の中心部分に据えられる。そして、第3に、情報、感情、行動、生活を徹底して管理し、精神的自律性を剥奪し、グルへの依存状態と充足感、達成感を高揚をさせる。組織の維持・強化期は、閉鎖的な空間で、加工した情報を繰り返し与え、恐怖感、不安感、絶望感を煽り、激しい奉仕と徹底した自己犠牲を求め<sup>(80)</sup>る。

とくに、接近・勧誘期には、匿名や偽名を使ったり、宗教団体であることや集団の実体を故意に隠して伝道や勧誘を行うことが少なくない。<sup>(81)</sup>組織

(80) 石毛博「マインド・コントロール成立過程に関する心理学的分析」『特定集団からの離脱者に対する精神医学的・心理学的支援の在り方についての研究会報告書』24-27頁参照(2000年)。

(81) 法の華三法行についても、宗教性を秘匿して勧誘をすることは、不当な方法による勧誘として違法となるのみならず、秘匿により被勧誘者の無知・誤解に乘じ、

の実体や活動内容について知らされても、教義の教え込み期の段階に入っていると、厳格な情報統制、生活管理、感情抑制、行動管理などにより、抵抗力、批判力、思考力を失い、正常に分析判断する能力まで奪われていて、もはや冷静に考えられない。教団は、リーダーや組織によって熱狂的な信念と教義を刷り込み、物理的強制力というより社会的心理的影響力を駆使して、個人を自発的に入教させる。また、マインド・コントロールは、個人の精神や意思決定の自律性を剝奪する事情のもとで、認知、感情、信念、意思等に多大の影響を与えながら、個人はあくまでも組織の維持強化の歯車とされる巧みな心理操作をいう。集団への加入後も、家族や友人・知人と引き離し孤立させること、過剰なまでの愛情や親切心の表明、プライバシーや睡眠、食事などの侵害、継続的な情報の提供、依存状態を確立強化するように働きかけている。被勧誘者は、勧誘時の十分な宗教についての説明と開示を求めることができず、いたずらに相手方の不安感や悩み・弱味に付け込んで、困惑させ、判断能力を低下させたとうえで、意思決定をさせる点では、明らかにその宗教的自己決定権を侵害しているといわざるをえない。

もちろん、だからといって、棄教や脱会目的で、詐欺、逮捕・監禁、強迫など不相当な手段・方法により、強引な説得や介入をすることが直ちに許されわけではない。しかし、目的や動機があくまでも、精神の自律性を失い正常な判断力を欠いている者を救出したり、保護する目的であって、もっぱら取られた手段・方法が社会的に見ても相当と判断される範囲内にあり、やむをえず緊急的に実力が行使されたのだとすると、やはり違法とまで言い切ることは相当ではない。<sup>(82)</sup>

本稿は、家族が主導的に、対話の回復、救出やケアを目的として、身柄を拘束したり、長時間にわたり説得活動を行ったとしても、目的、手

---

金員等を利得する意思があったことを推認できるという画期的な判決が下されている（福岡地判平成12. 4. 28判タ1028号254頁）参照。

(82) 土本・前掲書註(51)295頁参照。

段、結果等を総合的に判断して、法秩序全体の趣旨からみて、違法性が阻却される場合があるという考え方に立っている。そうだとすれば、父母や聖職者やカウンセラーは、本人保護の目的のために、緊急の事情のもとで、より大きな害悪を避けようとして小さな害悪を発生させてしまったときには、不法行為上違法と評価され法的責任を問われることはない。家族であっても、一旦落ち着いた状態から実力で本人を連れ出し、暴行、強迫、強要等の強引かつ詐欺的な方法をとって誘い出せば、違法となるであろう。逆に、家族が主体となって上記の目的から、相当な手段によるもので、かつ牧師等の役割が補助的従属的なもので助力したのにすぎないのであれば、法的責任を問われない可能性もあろう。今後は、強引で違法な強制的脱会支援活動と、法的に許容される対話型の保護説得活動のちがいを一層明らかにしなければならない。その際には、本人の自己決定を尊重しつつ、適切な対話や保護のためのガイドラインや援助活動の指針、倫理コードのようなものが、家族や救出カウンセラー側から具体的に提示されるべきではなかろうか。<sup>(83)</sup> その限りで、人権侵害や反社会的活動を組織的に繰り返すカルト的集団からの離脱や救出を図る、家族らによる保護説得活動にも自ずと合理的な限界が画されることになろう。

---

(83) アメリカでも、ディプログラミングという誘拐や監禁などの実力行使を伴う強制的脱会の手法から、本人の自発性、任意性を基本にした「救出カウンセリング」という技法がとられるようになり、さらに、1980年代からは、本人及び家族に対する教育・啓発のための情報提供や相談活動をメインにする「思考回復コンサルテーション」という手法に進み、倫理綱領を定めて本人の自己決定の回復と家族関係の修復を目指している。日本でも、脱カルト研究会(JDCC)など、破壊的カルト問題に関わるカウンセラーが集まり、2000年1月22日に、カウンセリングの目的は本人の自立、自己の回復、家族の福祉にあること、家族と本人が中心となり、カウンセラーは助力するにすぎないこと、虚偽の内容を伝えたり、恐怖心を煽ってはならないこと、カウンセラー個人の宗教、思想、信条に同化させることを目的としてはならないこと、職域を守り、他の専門職との連携に努めること、自己研鑽、守秘義務などのカウンセリング倫理を定めている。